

あいおいの教育わくわくプラン

相生市教育振興基本計画（案）



平成22年11月

相生市教育委員会

目 次

第1章	計画の策定について	
1	計画策定の趣旨及び対象期間	P 1
2	計画の位置づけ	P 1
第2章	教育を取り巻く環境の変化	
1	少子・高齢化の進展	P 2
2	価値観やライフスタイルの多様化	P 2
3	家庭・地域社会の変化	P 2
4	環境問題の深刻化	P 3
5	教職員の世代交代	P 3
6	生涯学習社会の変化	P 3
第3章	相生の教育の成果と課題	
第1	学校教育分野	
1	幼児教育の充実	P 4
2	確かな学力の定着	P 5
3	豊かな心の育成	P 7
4	健やかでたくましい体づくり	P 9
5	教職員の資質の向上	P 10
6	地域に開かれた特色ある学校づくり	P 11
7	教育の機会均等の確保	P 13
8	学校施設の整備・充実	P 14
第2	生涯学習分野	
1	ライフステージに応じた学習の機会の提供	P 15
2	青少年の健全育成	P 16
3	文化振興	P 17
4	放課後対策事業	P 18
5	図書館事業	P 19
6	文化財の保存と活用	P 20
7	スポーツ活動の推進	P 20
8	人権尊重の文化に満ちたまちづくりの推進	P 21
9	社会教育施設の整備・充実	P 21

第4章 これからの相生の教育

- 1 基本目標 P 2 3
- 2 基本方針 P 2 3
- 3 基本方針に基づく施策ごとの取り組み P 2 5
 - 生きる力を育み、いきいきと輝く相生っ子づくりの推進 -
 - (1) 幼児教育の充実 P 2 5
 - (2) 確かな学力の定着 P 2 6
 - (3) 豊かな心の育成 P 3 1
 - (4) 健やかでたくましい体づくり P 3 6
 - (5) 教職員の資質の向上 P 3 8
 - (6) 地域に開かれた特色ある学校づくり P 4 0
 - (7) 学校給食の充実と食育の推進 P 4 3
 - (8) 教育の機会均等の確保 P 4 5
 - (9) 学校施設の整備・充実 P 4 6
 - 楽しい学びを通じ、豊かな人間力を育む生涯学習の推進 -
 - (1) ライフステージに応じた学習の機会の提供 P 4 8
 - (2) 青少年の健全育成 P 4 9
 - (3) 文化振興 P 5 0
 - (4) 放課後対策事業 P 5 1
 - (5) 図書館事業 P 5 2
 - (6) 文化財の保存と活用 P 5 3
 - (7) スポーツ活動の推進 P 5 4
 - (8) 人権を尊重するまちづくりの推進 P 5 6
 - (9) 社会教育施設の整備・充実 P 5 7

第5章 計画の進行管理 P 6 0

施策体系 P 6 1

資料編 P 6 2

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨及び対象期間

相生の教育は、「愛着と生きがいを育むまちづくり」という理念のもと、「明日を担うところ豊かな人づくりを推進する学校教育」、「豊かな人間性を培う生涯学習」、「健康の増進と体力づくりを図る体育の振興」、「自己実現と共生をめざす人権教育」など、ところ豊かでたくましい人間の育成に努めてきました。

このたび、これまでの相生の教育の成果と課題を踏まえつつ、相生の教育を一層充実させるため、中長期的な取り組みの考え方や具体的施策を示す基本的な計画を策定します。

なお、本計画の対象期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

2 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく、地方公共団体の定める教育振興のための施策に関する基本的計画に位置づけられるものです。

本市では、まちづくりの基本的な方向と施策・事業を総合的かつ計画的に推進するための最上位の計画である「第5次相生市総合計画（平成23年度～平成32年度）」がありますが、その教育に関する部門別計画として位置づけられるものです。



第2章 教育を取り巻く環境の変化

1 少子・高齢化の進展

本市の人口は、戦後から高度経済成長期にかけて順調に増加してきましたが、オイルショック後の昭和50年頃から減少に転じました。造船業の構造不況と円高不況が重なり、その影響により造船業を中心に合理化が進むなど従業員の大幅な減少がみられ、それに伴い、市の人口も減少しています。

平成22年9月末の人口統計では、31,742人となっており、年齢構成別人口では、0～14歳の年少人口が11.5%、15～64歳の生産年齢人口が60.0%、65歳以上の老年人口が28.5%となっており、平成17年度と比べ年少人口が0.6%減少している反面、老年人口が3.7%増加しており、少子・高齢化の傾向がより一層強まっています。

このように、年少人口の減少が見込まれる状況のなかで、世代間の交流の機会を増やすとともに、子どもたちの縦のつながりや横のつながりが強まるよう、社会教育団体や青少年団体、地域の人々が主体となって地域で展開される教育活動を充実強化することや、家庭の教育力を向上することが必要です。

2 価値観やライフスタイルの多様化

都市化や少子化の進展など社会が成熟化するなかで、個人の価値観は、高度経済成長期までの画一的な傾向から、集団よりも個を重視する傾向に次第に変化し、多様化が進んでいます。価値観の多様化は、趣味・嗜好の分野にとどまらず、家族形態や就労形態、さらにはNPOやボランティアグループなどに見られる個人間のつながりの多様化など、ライフスタイル全般に及んでいます。

価値観の多様化は、個人の自己中心的な行動の容認を意味するものではなく、幼児期からの発達段階に応じて、社会のルール・マナーを守る態度を育成していく取り組みが求められます。

3 家庭・地域社会の変化

価値観やライフスタイルの多様化に伴って、家庭や地域のあり方やその機能も大きく変化しています。今後も、家庭機能の低下や地域活動の担い手の減少などが続いていくことが懸念されます。

教育の面においても、本来、家庭や地域が持っていた教育力や子育て力

が低下し、子どもたちの学ぶ意欲や規範意識、道徳心の低下などにつながっていることが指摘されています。

このようななかで、家庭・地域・学校の強力な連携のもとで、関係者が一体となって教育に取り組む体制の構築が必要です。

4 環境問題の深刻化

産業技術の発展・向上と大量消費社会は、私たちに物質的豊かさと生活の利便性をもたらしましたが、その一方で、自然環境の破壊などの環境問題が生じています。環境保全への国際的な意識の高まりのなか、行政、事業者、個人など様々な活動において環境に配慮した取り組みが求められています。

このような状況のなか、環境の保全に寄与しようという意識を持った市民の育成に努めることが必要です。

5 教職員の世代交代

いわゆる団塊の世代が定年退職し、本市の教職員は、この数年間は経験豊富な教職員の減少と若年世代の増加が同時に進行し、教職員の年齢構成が急激に変化しています。平成22年度の管理職などを除く教諭の平均年齢は、小学校で40.1歳、中学校で46.6歳となっており、今後10年間に30%を超える教諭が入れ替わることが予想されます。

こうした時期にあって、これまで教育現場で先輩教職員が培ってきた指導技術や児童生徒に寄り添うカウンセリングマインドを、次世代の教職員に継承し、発展・深化させることが必要です。

6 生涯学習社会の変化

人口減少社会の到来や社会構造の変化に伴い、核家族世帯が増加し、また、情報技術の発達により情報の取得が容易に行われるようになったことから、世代を超えた人生の知恵の継承・発展などに支障が出てきています。

こうした課題を解決するためには、市民一人ひとりがこれまで培ってきた経験を活かしながら、思いやりと寛容の心をもって人々との繋がりを持つことが大切です。

そして、誰もが生きがいのある充実した人生を築くことができる社会の実現を目指し、ライフステージに応じた生涯学習体制を整えることが重要です。

第3章 相生の教育の成果と課題

相生市の教育は、まず学校教育では、「明日を担うところ豊かな人づくり」を基本方針として掲げ、子どもたちは、市の将来を担う「相生の宝」として、ところ豊かで、たくましく生き抜いていく相生っ子を育成するために、「生きる力を育む教育」と「心の教育の充実」に取り組んできました。また、生涯学習では「豊かな人間性を培う生涯学習」、「健康の増進と体力づくりを図る体育の振興」、「自己実現と共生をめざす人権教育」を基本方針に、健康でところ豊かな生活を送ることのできる生涯学習社会の構築を目指してきたところです。その取り組みの成果と課題の主なものは、以下のとおりです。

第1 学校教育分野

1 幼児教育の充実

生活の中で幼児一人ひとりの興味や関心に基づいた直接的・間接的な体験を通して、豊かな心情や物事に自ら取り組もうとする意欲、健全な生活を営むために必要な態度、基本的な生活習慣など、「生きる力」の基礎の育成に努めました。

(1) 実践研究の推進

平成16年度から市内全ての幼稚園で3歳児保育が実施されたことを契機に、2か年にわたって実践研究を行いました。その中で、効果的な指導方法、教職員の園児へのかかわり方、家庭との連携のあり方、幼稚園と小学校の連携・協力体制などについて、十分な研究成果をあげることができました。併せて、教職員の実践的指導力の向上も図りました。

(2) 開かれた幼稚園づくり

オープンスクール、園だよりなどを通して園児の生活について、積極的な情報発信に努めました。また、保護者や地域住民など、地域の教育力を導入するようしてきました。さらに、学校評議員からのアドバイスも受け入れるとともに、学校評価を実施し公表も行いました。

(3) 幼児教育センターの開設

平成13年度に山手幼稚園に開設し、保護者などからの教育相談の対応や幼稚園の教職員を対象とした研修会や子育て支援のための家庭教育支援講座などを実施するとともに、幼児教育センターだよりを定期的に発行し、情報発信に努めました。

(4) 小学校との連携・交流

幼稚園と小学校の教職員が、互いの教育に対して理解を深めたり、園児と児童の交流活動を実施したりするなど、連携や交流の機会を、教育課程に位置づけて取り組みました。

(5) 3歳児保育の実施

県下の公立幼稚園では最も早く3歳児保育を実施しました。

平成11年度 中央幼稚園

平成12年度 矢野川幼稚園

平成13年度 山手幼稚園

平成14年度 あおば幼稚園

平成16年度 相生幼稚園、平芝幼稚園

このように、いち早く3歳児保育を取り入れ、幼児の豊かな心の育成、基本的な生活習慣の形成、道徳性・規範意識の醸成などを柱として特色ある教育活動を行うなど、幼児教育の充実に努めてきたところです。今後は、さらに豊かな人間性や生きる力の基礎を培うために、幼児教育の内容の充実と保育所や小学校との連携を進めるとともに、預かり保育や幼稚園給食などについて、検討を進めていくことが必要です。



2 確かな学力の定着

子どもたちの確かな学力の向上に向けて、子どもたちが自ら学ぶ力を身につけるために新学習システムを導入して、効果的な学習形態や指導方法を研究し、評価の工夫・改善を行い、個に応じた指導の充実に努めました。

(1) 相生市教育フロンティア事業

平成14年度から全小中学校で学力向上に取り組み、基礎・基本の定着に努めました。

(2) わくわくチャレンジ学習事業

平成17年度から「わくわくチャレンジ学習ドリル」(小学校4教科、中学校5教科)を作成し、授業や家庭学習で活用し、基礎学力の定着を図りました。

(3) わくわく学力アップ事業

平成21年度から小学生を対象に「わくわくチャレンジ学習ドリル」を活用した学力検定を学期ごとに行い、児童が自らの学力を認識しながら、目標と意欲を持って学力向上に努めました。

(4) ぐんぐん国語力アップ事業

平成22年度から小学生を対象に読書に親しませ、併せて校内で音読発表会を実施することにより、国語力の向上に取り組みました。

(5) 特別支援教育の推進

障害のある全ての幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、きめ細やかな支援を行うために研修会を積極的に開催し、教職員の特別支援教育への理解を深めました。また、各校園の特別支援教育コーディネーターを中心に個別の指導計画を作成し、校園内の支援体制の整備を図り、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育を推進しました。

(6) 個別の課題などに対応するための補助員の配置

児童が早く小学校の環境に慣れ、学習に臨む基本的な態度を身につけるように小学校1年生の各学級に1名の低学年学習補助員を配置しました。

また、個別の課題を持った子どもたちへきめ細やかな支援を行うことを目的に、幼稚園に心身障害児支援補助員、小学校に心身障害児介助員とスクールアシスタントを配置しました。

(7) 情報教育の推進

平成21年度に小中学校の教育用コンピュータ、教職員用コンピュータ及び校内LANの整備を行い、児童生徒がインターネットを活用した調べ学習を行ったり、教育用ソフトを活用して、教職員がより分かりやすい授業を行ったりするなど、コンピュータ機器を効果的に使用した情報教育を推進しました。

(8) 幼・小・中連携の推進

各中学校区において、教職員が他校種の授業参観をしたり、実際に授業を行うなど、他校種への理解を深めるとともに、共通認識を持って、12年間を見通した教育実践に取り組みました。

(9) 各学校の取り組み

朝の読書など読書活動の取り組みや学習タイムによる漢字や計算などの反復練習や夏季休業中の10日間の補充学習の実施など、基礎学力の定着に努めました。

このような確かな学力の定着のための取り組みを推進してきた結果、全国学力・学習状況調査によると、相生の子どもたちの学力や意欲は概ね定着しているものと判断されます。今後は、児童生徒の学習面でのつまずきを克服するための指導方法の工夫や一人ひとりの学力定着を確実に図っていくためのきめ細やかな取り組みを推進していくことが必要です。さらに、家庭と連携した学習習慣の確立の取り組みも不可欠のものです。



3 豊かな心の育成

平成9年に市内中学校で発生した痛ましい事件の教訓は、本市学校教育の基本方針として掲げている「明日を担うこころ豊かな人づくり」推進の重要な指針となっています。命と人権を大切にすることを重んじ、人間的なふれあいに基づいた指導や教育相談体制の充実を図り、教育活動全体を通して、ともに生きる心を育てるなど、「心の教育」の充実に努めました。

(1) 心豊かな体験活動推進事業

命の尊さと生きることの大切さを子どもたちの心に浸透させることが重要であることから、郷土の先輩の生き様、考え方を直接学ぶ機会を与え、将来に大きな夢を持つ事業を行いました。また、生命に対する畏敬の念などの醸成のため、心肺蘇生法の技法を習得する取り組みを推進し、心の教育の充実を図りました。

(2) 体験活動の充実

小学生対象の「環境体験学習」や「自然学校」、中学生対象の「トライやる・ウィーク」などの体験活動に積極的に取り組んできました。また、各学校においても、農業体験や自然体験など家庭・地域と連携した多様な体験活動に取り組みました。

(3) 中学生ペーロン大会の実施

平成21年度から市内中学校1年生全員が参加して、中学生によるペーロン大会を実施し、ふるさと相生を愛する心を育むように努めました。

(4) 相生っ子幸せカルタの作成と活用

平成21年度に幼稚園児と小学校低学年を対象として、正しい生活習慣や道徳性を育成するために「相生っ子幸せカルタ」を作成しました。保育の時間や授業時などに有効に活用して、正しい生活習慣などの育成に役立てました。

(5) 適応教室の開設

不登校児童生徒の学校復帰に向けた取り組みを組織的に行うため、平成15年度に相生市適応教室「コスモス教室」を開設しました。

職員2名を配置し、心のケアを中心に生活面と学習面の指導に当たるとともに、ボランティアの協力を得て、生け花教室や料理教室、野外活動などを行い、不登校児童生徒の自立と学校復帰への支援に努めました。

また、臨床心理士と連携して、学期に1回親の会を開催し、保護者の心のケアにも努めました。

(6) 臨床心理士などによる教育相談事業の充実

少年育成センターと適応教室において、カウンセリングの専門家である臨床心理士による面接相談を月2回実施し、その他少年育成センター職員による面接及び電話相談を随時行いました。また、拠点校方式によるスクールカウンセラーを配置して、学校現場での児童生徒や教職員のカウンセリングを行い、いじめや不登校の早期発見と早期対応に努めました。

(7) 各学校の取り組み

各学校において、生徒指導担当教員及び不登校担当教員並びにスクールカウンセラーを中心に情報交換や研修を行い、学校生活に馴染めない児童生徒や保護者の悩み・不安解消などに努めました。

また、児童生徒の心に響く道徳教育を実践し、やさしく、思いやりの心など、豊かな心の育成に努めました。

このように、児童生徒に寄り添ったきめ細やかな指導により、現時点では深刻ないじめなど重大な問題は発生していません。しかしながら、不登校の問題は解消していません。また、本来家庭や地域が持っていた教育力や子育て力が低下し、子どもたちの規範意識、道徳心の低下などが指摘されていること



から、今後とも家庭・地域と十分に連携した継続的な取り組みが求められています。

4 健やかでたくましい体づくり

児童生徒の体力・運動能力面では、体育の時間はもちろんのこと教育活動全般を通じて、体力・運動能力向上の取り組みを推進してきました。また、食育の面では、学校給食を通じて各学校で食に関する指導などを行いました。

さらに、学校給食の充実のために、地産地消による食材の活用を図りました。

(1) ぐんぐん体力アップ事業

本市の児童生徒の体力・運動能力の状況は、平成21年度の「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、小学校5年生では、男女とも全国平均を下回る種目の方が多く、中学校2年生では、男子はほぼ全国平均並み、女子は全国平均を少し上回るという結果が出ており、決して好ましい状況とは言えません。

このことから、「ぐんぐん体力アップ事業」を立ち上げ、市内小中学校全校で、「運動プログラム」に基づいた運動を実施するなど、児童生徒の体力・運動能力の向上をめざして、計画的・継続的に取り組みました。

(2) 中学校給食の実施

平成15年10月から那波中学校において給食と弁当との選択制による試行を行い、その後順次給食と弁当との選択制による学校給食を実施し、現在、3校平均で90%を超える給食の選択率となりました。

(3) 学校給食における地産地消の推進

安全安心の学校給食の実施と食育の観点から、平成19年度より、本格的に地産地消による食材の活用を始めました。活用品目も野菜を中心に、平成21年度には22品目を学校給食に使用しました。また、生産農家などと調整し、活用の目標値を設定して拡大に努めました。

さらに、「生産者の顔が見える食材」として、児童生徒がその生産の苦労を学ぶとともに、食への感謝の気持ちを育むように配慮しました。

(4) 食育の推進

学校給食を通じて、望ましい食習慣の育成や栄養に関する正しい知識の習得に努めました。併せて、食に関する自己管理能力や食生活・食文化に関する認識を高めました。

また、食育推進事業として、夏季休業中に小学生の親子を対象に親子ふれあい料理教室を実施するなど、望ましい食習慣の育成や自立心を育むように努めました。さらに、中学校生徒を対象とした地産地消料理教室では、地元産の牡蠣を食材にして、調理能力の向上と郷土への愛着心を育みました。

児童生徒の体力・運動能力については、特に小学校では、全国平均を下回っている種目が多いことから、今後も継続的に体力づくりに取り組む必要があります。学校給食における地産地消の推進については、生産農家などと調整を図りながら、品目の拡大及び目標値の達成をめざして取り組んでいきます。

また、小中学校給食の充実を図るとともに、幼稚園給食を望む保護者も多いことから、実施に向けて検討していく必要があります。



5 教職員の資質の向上

子どもたちにとって最大の教育環境は教職員であると言われており、教職員の資質の向上は、常に求められているものです。そこで、教育研究所を中心に、各学校園との共通理解と協力体制の確立を図りながら、授業づくりや子ども理解、特別支援教育などをテーマとした実践的指導力の向上を図る研修講座を実施し、優れた資質・能力を持った教職員の育成に努めました。

(1) 教育研究所の充実

平成16年度に教育研究所専任所長を配置し、事務所を子ども学習センター内に設置しました。夏季休業中を中心に教職員の資質向上及び実践的指導力の向上のために、研修講座を開設し、多くの教職員が受講し、研鑽に励みました。教職員自らが課題意識を持って積極的に受講したこ

- とにより、授業などにおける指導力の向上に大いに役立ちました。
- (2) 匠の技を伝える研修会
団塊の世代の教職員が定年退職し、若年世代の教職員が増加しているため、先輩教職員が培ってきた指導技術や児童生徒に寄り添うカウンセリングマインドなどを、次世代の教職員に確実に伝達し、継承していくことに努めました。
- (3) 研究員による研究活動の推進
若手教職員を中心に、教育研究所の研究員に委嘱し、教科等の効果的な指導方法などについて、専門的に研究に取り組み、日々の教育実践に活かしていくように努めました。
- (4) 学校における研修活動の活性化
教職員の授業における実践的指導力を向上することが急務であるため、各学校での授業研究など、校内研修の活性化を図り、授業力のアップに努めました。

このように、教育研究所を中心とした研修講座の開催や学校における授業研究などにより、教職員の資質の向上及び実践的指導力の向上に努めてきましたが、特に授業力アップの取り組みは引き続き、真摯に取り組んでいくことが不可欠です。



6 地域に開かれた特色ある学校づくり

近年、地域住民による学校教育への参画が急速に進んできました。教職員以外のゲストティーチャーによる専門的な知識・技能や体験などを活用して、児童生徒の学びを広げていく機会が増えてきました。また、学校支援ボランティアとして、学校の様々な教育活動の分野で協力を得ました。

学校園は、オープンスクールの開催や、学校だより、学校ホームページなどで、学校の教育方針や教育活動などの内容を公表することにより、保護者や地域住民の意見と支援が得られ、地域に開かれた特色ある学校づくりの推進を図りました。

(1) 学校園からの情報発信

学校園からの情報発信は、保護者や地域住民などの学校園理解の基盤であり、地域に信頼される開かれた学校園づくりに不可欠のものであることから、学校園だよりや学校園ホームページなどを通じて、積極的に

情報発信を行いました。また、学校園を公開するオープンスクールでは、平成21年度、小学校で年間延べ3,040人、中学校で年間延べ1,339人もの保護者や地域住民の来校者がありました。

(2) 学校評議員の活用及び学校評価の実施

平成15年度から学校評議員制度を導入し、学校園運営や教育活動などに関する内容について意見を聞き、学校改善に活かしてきました。また、学校園の教育活動などの改善を図っていく学校評価については、全学校園で自己評価及び学校関係者評価ともに実施され、学校園だよりなどで公表を行いました。

(3) 学校支援ボランティアとの連携

平成22年5月末現在で、小中学校に学校支援ボランティアとして登録のある人は、延べ666人でした。その分野は、学習支援、英語活動支援、部活動支援、環境整備支援、登下校の安全支援など多岐にわたっての活動でした。

(4) 安全安心な学校づくり

児童生徒の安全確保の取り組みに地域をあげて推進していくため、子どもを守る110番事業として、「子どもを守るまちの駅」ののぼりや小旗を市内事業所や公共施設、民家などに設置し、子どもを地域で見守る運動を推進しました。

さらに、全ての学校園にAED（自動体外式除細動器）を設置しました。

(5) 相生っ子見守りネット事業の実施

平成22年度に幼児・児童・生徒への緊急時の連絡網の整備と安全確保の拡充を図ることを目的に、連絡メールシステムを導入しました。

このように、家庭・地域・学校が連携を密にしながら、地域に開かれた学校づくりが進展していますが、今後はさらに、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たしつつ補完しあうことで、子どもの教育をより充実したものにすることが求められます。そのためにも、学校園はもちろんのこと教育委員会からも、より積極的な情報発信に努め、保護者や地域住民への説明責任を果たし、地域社会から信頼される学校園づくりを目指していく必要があります。



7 教育の機会均等の確保

能力があるにもかかわらず、経済的理由で修学が困難な児童生徒の教育の機会を確保するため、修学援助などの支援を行いました。

(1) 要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

学校・民生委員・教育委員会の連携のもと、経済的な理由により修学が困難な要保護児童生徒などの把握に努め、学用品費などの一部を補助し、経済的な援助を行いました。

(2) 小中学校特別支援教育就学奨励事業

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じて、学用品費などの一部補助を行いました。

(3) 相生市奨学金事業

相生市奨学基金を財源として、高等学校などに在籍する者のうち、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対し、就学費、通学費、新入学支度金の経済的援助を行い、多様な教育機会の支援を行いました。なお、平成22年度より公立高校の授業料無償化及び高等学校等就学支援金の支給が実施されていますが、修学にかかる費用は大きく、当事業については従来どおりの基準により援助を行いました。

雇用情勢など労働環境の悪化が顕著になっていることから、制度の利用申請者が増加傾向にあります。対象児童生徒の学校生活の状況及び家庭環境の的確な把握による適正な援助が重要です。また、特別支援学級に就学する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障害に応じた専門性の高い指導体制、施設・設備面の整備が不可欠です。



8 学校施設の整備・充実

(1) 学校施設の耐震補強の推進

本市の学校は、現在小学校7校、中学校3校であり、これらの施設の大部分が昭和40年代から50年代前半に建築されたもので、老朽化が進んでいます。安全安心な教育環境の維持、向上を図るため、学校現場との連携を密にしながら、危険性及び緊急性を判断して、計画的に修繕を行いました。

また、学校施設の耐震化については、構造耐震指標(Is値)が0.7未満の学校施設について、耐震性による優先順位を決めて、耐震補強工事を行いました。

(2) 小中学校適正配置計画の推進

本市においても急激な少子化により、学校の小規模化が進んでいます。そのような状況のなかで、平成19年4月に相生中学校と那波中学校の統廃合を実施しました。さらに、平成22年4月には相生市立小中学校適正配置計画の策定を行いました。この計画は、児童生徒に対する教育効果を第一義に考え、通学距離、通学時間、小中学校区の関連、地域の歴史的背景や学校と地域との結びつきなどを考慮した小中学校の統廃合計画であり、その計画に沿った事業を推進しています。

学校施設は、児童生徒の学習の場であり、1日の大半を過ごし、安全で安心して教育活動が行える場所でなければなりません。また、地震などの災害発生時には、地域住民の避難所としての役割を果たすなど、人命を守る重要な施設であることから、耐震性能の向上を早急に図る必要があります。

また、子どもたちの良好な教育環境の創出のため、適正配置計画に沿って、学校の適正規模の確保と適正な配置を行っていく必要があります。



第2 生涯学習分野

1 ライフステージに応じた学習の機会の提供

社会の成熟化に伴い、生涯学習の果たすべき役割がますます多様化するなか、実践に学び、その成果を社会に活かすことで、自らの学習意欲を常に持ち続けることが大切です。

それらを受け入れるため、ライフステージに応じた生涯学習機会の提供に努めました。

(1) 青少年育成事業

心豊かでたくましい青少年の育成を図るため、成人式の開催や チャレンジパスポート事業、子ども会などへの青少年育成団体補助、さらに平成20年度からげんキッズイングリッシュキャンプ事業、平成21年度からげんキッズチャレンジウォーク事業を実施し、郷土への愛着や生きがいを育む青少年の育成に努めました。

(2) 成人教育事業

勤労者を含めた幅広い年齢層を対象に「相生夏期セミナー」を平成19年度までは5回、平成20年度は3回開講してきましたが、平成21年度から金ヶ崎学園大学講座に包括し、夏期2回分を一般募集して実施しました。

(3) 高齢者教育事業

満60歳以上を対象とした金ヶ崎学園大学を昭和57年に開校し、毎年5月から3月まで原則として月1回の割合で午前は教養講座、午後は専門講座（保健体育・園芸コース）を開催しました。本科生は2年間受講し、本科生を修了した人は聴講生として登録しています。

(4) 公民館等事業

いつでもどこでも学べ、生涯にわたり自らの学習意欲を高めることができるよう、市内5ヶ所の公民館及び若狭野多目的研修センター（以下「公民館等」という。）において、定期講座と随時講座を開設しています。

定期講座は各公民館等10から15程度の講座を、概ね月1回開催し、随時講座は各公民館等10から15程度の講座を季節に応じた内容で実施しています。特に、夏季休業期間は子どもを対象とした事業を多数実施し、内容の充実に努めました。

このように、子どもから高齢者までライフステージに応じた事業を実施し、また、学習内容も相生市独自のものを取り入れました。しかしながら、生涯学習として自ら学んだ経験を地域に還元できる人材の育成にまで繋が

っていないのが現状であるため、今後は、そこに視点を置いた取り組みが必要となります。



2 青少年の健全育成

青少年の健全な育成を図っていくために、家庭・地域・学校が連携を密にして、非行の防止や環境浄化活動などに取り組みました。

(1) 補導活動の充実

青少年の問題行動の未然防止に努めるとともに、早期発見・早期対応のため、少年育成センターの補導委員を中心に地域での補導活動の充実に努めました。

(2) 相談活動の充実

青少年や家族の悩みに対し、適切な助言と指導が行えるように、少年育成センターと適応教室において、臨床心理士による面接相談を月2回実施するとともに、少年育成センター職員による面接及び電話相談を随時行い、相談活動の充実に努めました。

(3) 環境浄化活動の推進

青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす図書やビデオなどの有害な環境から青少年を守るために、補導委員・家庭・地域団体の協力を得て、環境浄化活動を推進しました。

(4) 地域ぐるみの健全育成活動の推進

中学校区青少年健全育成協議会の活動の充実に努め、地域ぐるみの健全育成活動を推進しました。

このように、青少年の問題行動の未然防止に取り組んできた結果、本市では凶悪な非行犯罪は発生していませんが、問題行動は減っていません。青少年を取り巻く社会環境の変化は、ますます青少年の健全な育成を阻害す



る要因と考えられるため、今後とも地域社会が一体となって健全育成に取り組む必要があります。

3 文化振興

市民の文化意識を高めるため、毎年10月から11月にかけて文化祭・美術展事業を開催するとともに、市民の文芸作品の発表の場として市民文芸作品集を発行しています。

また、市民の芸術文化活動の振興を図るため、芸術文化団体が行う活動を支援する芸術文化活動助成金事業を実施しました。

(1) 文化祭

毎年10月から11月にかけて、市民の文化振興の機会として、15分野の発表会・作品展などを開催しました。

なお、文化祭の実施にあたっては、相生市文化協会加盟団体からなる相生市文化祭運営委員会に事業委託し、自主性の確保に努めました。

(2) 美術展

毎年10月中旬、日本画、洋画など7部門からなる美術展を開催し、毎年約250点の作品を展示しています。

なお、美術展の実施にあたっては、7部門の専門委員からなる相生市美術展運営委員会に事業委託し、自主性の確保に努めました。

(3) 文化活動支援事業

文化団体の育成として、相生市文化協会や相生美術協会などが行う事業に補助金を支出するなど支援を行いました。

また、子どもの芸術活動を育成する場として、子どもスケッチ大会を市内2会場で開催し、子どもたちの感性を高めることに努めました。

(4) 伝統文化事業

舞踊、邦楽、茶道などの伝統文化を幼少のころから体験する機会を設けることで、子どもたちに伝統文化に興味を持たせ、次代へと継承していくことに努めました。

文化祭・美術展は、市民の文化振興を図る上で重要です。新たな人材の育成には時間を要しますが、引き続き出品者のすそ野の拡大が重要です。

また、市民の文化意識の向上を図るため、文化祭・美術展の内容などについて、改善・発展に努めます。



4 放課後対策事業

放課後の子どもの安全で健やかな居場所づくりを確保するとともに、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動の取り組みを充実するため「放課後児童保育事業」と「放課後子ども教室事業」の開設を行いました。

(1) 放課後児童保育事業

保護者の就労や疾病などの理由により、保護者が家にいない小学校1年生から3年生までの児童（運営に支障がない場合は4年生まで）を対象に、各小学校において実施しました。開設日は、学校開校日と夏季休業期間中としていましたが、平成21年度から冬季及び春季休業期間も実施しています。その結果、入所者数は、平成20年度末の99人に対し、平成21年度末は117人と増加しました。

(2) 放課後子ども教室事業

子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、平成19年度から小学校施設において地域の住民の参画を得て放課後子ども教室を開設しました。開設数は平成19年度が2校、平成20年度が3校で、平成21年度から4校となっています。

放課後対策事業は、学校施設内で行っているため安全対策が図られていますが、今後、児童数の減少から開設できなくなる場合があります。

また、放課後子ども教室については、空き教室を利用していることから教室がない場合には事業の実施が難しくなる場合があります。これらの事態への対応を検討する必要があります。



5 図書館事業

読書活動を推進するため、子どもから大人までライフステージに応じた各種講座を開設し、子ども図書館員やトライやる・ウィークなど体験事業の実施、読み聞かせボランティア養成講座などのボランティアの育成事業など、家庭・地域・学校が連携して読書の推進ネットワークの構築に努めています。

(1) 市立図書館業務

平成20年度から民間のノウハウを取り入れ市民サービスの向上を図るため、窓口業務を中心に業務委託を行っています。開館時間の延長や祝日開館を行った結果、図書貸出冊数は平成19年度128,198冊、平成20年度161,028冊、平成21年度177,975冊と年々増加しています。

また、平成22年度から毎月末に実施している館内整理日を平日に振替するなど、市民への利便性の向上に努めています。

(2) 子ども読書活動事業

国において子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されたことを契機に、平成17年度に「子どもが自主的に本を手に取り、読書をするきっかけづくり」を推進目標とした『第1次相生市子ども読書活動推進計画』を策定し、読書の推進を図ってきました。この計画を更に推進し、市立図書館と各関係機関との連携を図るため、平成22年度を初年度とする『第2次相生市子ども読書活動推進計画』を策定しました。

(3) 読書活動推進事業

子どもから大人まで年代に応じた講座や読み聞かせボランティア養成講座など、ボランティアの育成に努め、家庭・地域・学校間におけるネットワーク化を図り、読書活動の推進を行いました。

幼少時代から本に親しむ環境を構築するためには、市立図書館を拠点として、各施設や団体などと連携を図り、様々な形で本との関わりを持たせることで、読書の輪を広げていくことが大切です。



6 文化財の保存と活用

市域に点在する貴重な文化財を次の世代に継承するため、文化財案内板の設置や地区ごとに史跡案内図を設置しました。

(1) 文化財の保存

市内には、国指定文化財 1 件、県指定文化財 4 件、市指定文化財 8 件の文化財があり、指定文化財を中心に環境の整備を行い、保存に努めました。

(2) 文化財 P R 事業

市立歴史民俗資料館を拠点として、市内の文化財を紹介するとともに、文化振興をテーマとした特別展を開催し、また、文化財を中心に歴史講座を開催するなど、文化財の P R に努めました。

このように、文化財の保存としては、指定文化財を中心に維持管理に取り組んでいますが、さらに文化財を P R し、歴史民俗資料館と文化財をつなぐ事業の実施により市民の文化財に対する関心を高める必要があります。

7 スポーツ活動の推進

子どもから高齢者まで、気軽に参加できる各種大会・行事やスポーツ教室などの開催を通して、スポーツの普及・振興に努めました。特に、レクリエーションスポーツへの高齢者の参加が顕著でした。また、スポーツを通じた地域活動拠点として各小学校区にそれぞれ「スポーツクラブ 2 1」を設立し運営支援を行いました。

これからも、少子・高齢化社会の進展に向け、より気軽に参加できる環境づくりを進めるため、各種大会・行事の開催情報を P R するなど啓発事業の充実が必要です。

また、スポーツを通じた交流促進を図るため、地域における活動の機会やリーダーの育成が必要となっています。



8 人権尊重の文化に満ちたまちづくりの推進

これまで相生市では、長年にわたり自治会を中心とした市民人権学習（隣保学習）に取り組み、同和問題の解消を始めとした人権課題に関する教育・啓発の結果、差別撤廃への正しい知識の普及や人を大切にする人権感覚の醸成がなされてきました。

しかし、国際化、少子高齢化、高度な情報社会の到来など社会情勢の変化に伴い、差別事象の潜在化・悪質化の傾向や、さらに、現代社会の歪が社会的弱者への人権侵害として顕著に現れるなど新たな課題が生じてきています。また、学習会参加者が固定化するなどの課題も現れ、多様な学習の場を準備する必要性も出てきています。



9 社会教育施設の整備・充実

(1) 公民館等

市内の公民館等は、昭和48年に相生公民館が建設され、それ以外の施設も昭和56年から昭和58年にかけて順次建設されましたが、どの施設も老朽化してきています。また、平成21年度には相生公民館及び西部公民館の耐震診断を実施しました。

公民館は、地震などの災害発生時には地域住民の避難所としての役割を果たすことから、耐震性能の向上を早急に図る必要があります。

(2) 市立図書館

市立図書館は、昭和56年に建設され、老朽化に伴う維持補修が必要となっています。また、利用者の安全確保の観点から、耐震性能の向上を早急に図る必要があります。

(3) スポーツ施設

スポーツ施設について、老朽化が進むなか適切な維持管理を行い、有効活用を図ることができました。また、温水プールにおいては、民間活力を活かした指定管理者制度により適切な管理運営を図りました。

今後、さらに施設の老朽化が進むことから、計画的な整備を行うとともに耐震性能の向上を早急に図る必要があります。

施設の整備・充実については、どの施設も設置後相当の期間が経過していることから、大規模な修繕が必要となることが予想されます。また、多くの市民が利用する施設であり、さらに避難所に指定されている施設については、耐震性能の向上を含めた早急な対策を講じる必要があります。

第4章 これからの相生の教育

1 基本目標

第3章で述べた「相生の教育の成果と課題」を踏まえて、本計画により目指す相生の教育の基本目標を次のとおりとします。

相生の子どもたちの将来に幸せを贈る教育の創造
～ ころ豊かにたくましく生きる人づくり～

この目標は、目先のことにとらわれるのではなく、長期的な展望を踏まえ、相生の教育が目指すものを二つに分けてさし示すものです。そのひとつは子どもたちが将来社会に出た時に、一人ひとりが生き抜ける力、幸せになれる力をつけさせることを常に念頭に置きながら、活力ある教育環境の中で夢や志を抱き、知・徳・体のバランスがとれた、ころ豊かにたくましく育つ子ども像・人間像を目指すものです。もうひとつは相生市の未来に希望と夢をつなぐ人づくりを目指すもので、生涯学習体制の整備と、健康で活気に満ちた豊かな生活が送れる社会の構築を目指すものです。

2 基本方針

上記の基本目標の実現に向け、以下の2点を基本的な方針とします。

【基本方針1】

生きる力を育み、いきいきと輝く相生っ子づくりの推進

相生の子どもたちは「あいおいの宝」と心に決めて、三千人の子どもたちが星のような、キラリと輝きのある個性を発揮できるように、さらにころ豊かで、たくましく生き抜いていくために、しっかりした丈夫な「根っこ」を養う教育を推進します。具体的には次の9点の施策を掲げ取り組んでいきます。

- (1) 幼児教育の充実
- (2) 確かな学力の定着
- (3) 豊かな心の育成
- (4) 健やかでたくましい体づくり
- (5) 教職員の資質の向上
- (6) 地域に開かれた特色ある学校づくり
- (7) 学校給食の充実と食育の推進
- (8) 教育の機会均等の確保
- (9) 学校施設の整備・充実



【基本方針 2】

楽しい学びを通じ、豊かな人間力を育む生涯学習の推進

子どもから高齢者まで、生涯にわたる学習機会の充実を図り、学習者が地域リーダーとなる人材の育成を図っていきます。具体的には次の9点の施策を掲げ取り組んでいきます。

- (1) ライフステージに応じた学習の機会の提供
- (2) 青少年の健全育成
- (3) 文化振興
- (4) 放課後対策事業
- (5) 図書館事業
- (6) 文化財の保存と活用
- (7) スポーツ活動の推進
- (8) 人権を尊重するまちづくりの推進
- (9) 社会教育施設の整備・充実



3 基本方針に基づく施策ごとの取り組み

生きる力を育み、いきいきと輝く相生っ子づくりの推進

(1) 幼児教育の充実

【今後の方向と目標】

幼児期における教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるため、子どもの発達や学びの連続性を踏まえて、幼児一人ひとりの特性に応じた教育の充実を図ります。また、幼児期における教育を推進する観点からも、幼稚園等が専門性を活かし、子育てに関する情報を提供したり、保護者からの子育てに対する相談に応じたりするなど、子育て支援を推進します。

【主な取り組み】

発達や学びの連続性を踏まえた教育の充実

幼児との信頼関係を基盤に、幼児理解を深め、幼児の特性や発達の課題の把握に努めます。また、一人ひとりが自分の持つよさを発揮しながら、可能性が広がるよう個に応じた指導の工夫・改善を図り、発達に必要な環境の構成に努めます。

小学校との連携・交流

幼児期の教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、引き続き保育所や幼稚園と小学校との交流や、教職員の合同研修などを推進します。

預かり保育の実施

保護者からの要望でもある「預かり保育」を実施します。保育所との一体化の動向に対応しつつ、将来的には全ての幼稚園での実施を目指します。

仮称こども園について

就学前の子どもを保護者の就労の有無に関わらず受け入れて、幼児教育と保育を一体的に提供するいわゆる幼保一体化について、国の動向を見定めながら、子育て支援室と連携して検討を進めます。

【主な事業】

幼・小中学校園連携モデル事業



(平成24年度～矢野川中学校区、その後順次実施)
幼児教育センターの活用
預かり保育事業

【目標】
預かり保育の実施状況
0% (H21年度) 100% (H32年度)

(2) 確かな学力の定着

ア 学力向上方策の充実

【今後の方向と目標】

子どもたちに確かな学力を身につけさせるためには、基礎的、基本的な知識・技能と、知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を、車の両輪としてバランスよく伸ばしていくとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うことが必要です。

このため、少人数指導や補充的な学習といった個に応じたきめ細やかな指導を一層充実し、学力向上に取り組みます。

また、読書タイムや漢字、計算などの学習タイムは、基礎・基本の定着だけでなく、学習に取り組む姿勢が高まり、読書の習慣が身につくなど、人間形成の上で幅広い効果が期待できます。

【主な取り組み】

少人数指導などによるきめ細かな授業の充実

新学習システムを推進し、その成果や課題について検証を行い、個に応じた教育を一層充実します。

小学校高学年での教科担任制の研究推進

専門性を活かした学習指導や中学校での学習への円滑な接続に効果が期待される教科担任制の研究を進めます。

学習タイムなどの実施

読書習慣や学習習慣を身につけさせるとともに、反復練習による読み、書き、計算の力を高めるため、学習タイムなどの実施を進めます。

全国規模の学力調査などの実施

児童生徒の学力調査などの結果を分析し、課題を把握することにより授業改善に活かしていきます。

【主な事業】

新学習システム推進事業 相生市学力調査事業
わくわく学力アップ事業 ぐんぐん国語力アップ事業
相生っ子幸せカルタ活用事業
社会科副読本の作成（小 - わたしたちの相生、中 - 身近な地域相生）
読書感想文・科学研究記録の発表会、冊子の作成
幼・小中学校園連携モデル事業
（平成24年度～矢野川中学校区、その後順次実施）

【目 標】

学校の授業が分かると答えた児童生徒の割合
小学校 90%以上 中学校 80%以上

イ 読書活動の充実

【今後の方向と目標】

「第2次相生市子ども読書活動推進計画」を踏まえ、学校図書館の充実を図るとともに、市立図書館との連携を深めながら、子どもたちの読書活動を一層推進します。

【主な取り組み】

学校図書館の充実

蔵書率の向上を図り、学校図書館が子どもたちにとって魅力ある場所となるように、読書環境を整えます。

読書活動の推進

学校における朝読書や読み聞かせの実施など、子どもたちの読書活動を推進し、読解力、表現力などの向上はもとより豊かな情操の育成に努めます。

市立図書館との連携

読み聞かせボランティアの育成や学校への図書の貸出しなど、市立図書館との連携を密にして、読書活動の充実を図ります。

【主な事業】

朝読書などの推進 ぐんぐん国語力アップ事業
学校図書館スタッフの配置（小中学校）
学校図書館蔵書のデータベース化による学校間連携事業
市立図書館との連携（夏休み子ども図書館員、子ども劇場）

【目 標】

学校図書館の蔵書率

(小学校) 92% (H21年度) 100% (H32年度)

(中学校) 80% (H21年度) 100% (H32年度)

ウ 特別支援教育の充実**【今後の方向と目標】**

幼児・児童・生徒の障害の重度化・重複化・多様化への対応やLDやADHDなどを含めた障害のある子どもたちに対する支援など、特別支援教育の充実が求められています。

このため、通常の学級に在籍するLDやADHDなどを含めた障害のある子どもたちのライフサイクルを見通して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服することが必要です。そこで、一人ひとりの教育的ニーズを踏まえ、就学前から中学校までを通じて情報の共有・連携を図り、校内の支援体制を整備し、きめ細やかな適切な教育的支援を行います。

【主な取り組み】

学校園全体で取り組む支援体制の整備

学校園全体で特別支援教育に取り組むため、校内の支援体制を整備するとともに、教職員に対して、専門的な研修を実施します。

総合的な教育支援体制の整備

障害のある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育的支援を行うため、幼・小中学校園の連携や申し送りの充実、個別の教育支援計画の有効な活用など、就学前から中学校など卒業後まで、関係機関と連携し一貫した支援システムを構築します。

個別の課題などに対応するための補助員の配置

障害のある幼児・児童・生徒に、よりきめ細やかな支援を行うため、必要に応じて、スクールアシスタント、心身障害児介助員及び心身障害児支援補助員などを引き続き配置します。

【主な事業】

一人ひとりの教育的ニーズの的確な把握

個別の指導計画の作成・活用

個別の教育支援計画の作成・活用

特別支援教育総合推進事業
個別の課題に対応するための補助員の配置

【目 標】 個別の教育支援計画の作成状況 80% (H21年度) 100% (H32年度)

エ 情報教育の充実

【今後の方向と目標】

高度情報通信ネットワーク社会が一層進展する中で、子どもたちに情報社会を主体的に生きる「情報活用能力」や情報モラルを育むとともに、「確かな学力」や学ぶ意欲の向上に資するため、教育の情報化は学校教育における不可欠な要素です。

このため、児童生徒の発達段階に応じて情報活用能力を育成するとともに、ICTの活用による指導方法の工夫改善を図り、全ての教科などで幅広い視点でICTを有効に活用する取り組みを推進します。

【主な取り組み】

教職員のICT活用指導力の向上

全ての教職員が、ICTを活用した授業ができるようになることを目指します。

校務の情報化

教職員が、子どもたち一人ひとりに向き合う時間を確保する観点から、校務の情報化を進めます。併せて、教職員の個人情報も適切に管理する意識の向上を図ります。

情報モラル教育の推進

子どもたちの携帯電話でのメールやインターネットの利用が進む中、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育を推進します。

【主な事業】

授業におけるICTの活用

情報モラルに関する授業実践

【目 標】 ICTを活用した授業ができる教職員の割合 100% (H32年度)
--

オ 国際化に対応した教育の推進

【今後の方向と目標】

国際化が一層進展する中で、異なる文化や歴史を有する様々な国や地域の人々と共に生きる社会において、国際社会の一員として、自らの考えや意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められています。

このため、学習指導要領の改訂により新たに導入される小学校高学年の外国語活動では、外国語を用いたコミュニケーション能力の素地を養い、中学校ではコミュニケーション能力の向上を図ります。

【主な取り組み】

小学校における英語活動のための研修の実施

新たに導入される小学校高学年の英語活動の実施のため、小学校教職員を対象とした研修を実施します。

小学校への外国人英語指導助手の配置

小学校の英語活動の円滑な実施のために、外国人英語指導助手を引き続き全ての小学校に週1回配置できるようにし、外国語を用いたコミュニケーション能力の素地を養います。

中学校への外国人英語指導助手の配置

中学校にも引き続き外国人英語指導助手を配置し、直接指導を受けることにより、生徒の英語の理解力、表現力などの向上を図ります。

【主な事業】

小学校英語活動の推進

小学校教職員の英語活動研修の実施

外国人英語指導助手招致事業

【目標】

小学校教職員の英語活動研修の受講状況

30% (H21年度)

100% (H32年度)



(3) 豊かな心の育成

ア 道徳教育の充実

【今後の方向と目標】

社会の変化に伴って、社会生活上のルールや基本的なモラルなどの倫理観の低下が指摘される中、子どもたちに基本的な生活習慣や規範意識を身につけさせるとともに、自尊感情や他人への思いやり、生命を尊重する心、公共の精神などを養うことが求められています。

このため、道徳教育の充実に向けて、道徳教育推進教師を中心に校内の指導体制を整備するとともに、道徳の時間での学びと道徳的実践の場である体験を両輪として、調和のとれた道徳教育の充実に取り組みます。

【主な取り組み】

道徳の時間の充実

道徳の時間の充実のため、学校の年間指導計画を整備するとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって子どもを育てるという気運を醸成するため、道徳の授業の公開を推進します。

体験活動の充実

体験活動を道徳的実践の場と位置づけ、体験活動の一層の充実を図るとともに、体験活動と道徳の時間とを関連づけた指導を進めます。

【主な事業】

道徳の授業実践

体験活動の実践

【目 標】

道徳の授業の公開回数

各学校、学期に1回実施(オープンスクール時など)

イ 体験活動の充実

【今後の方向と目標】

子どもたちに道徳的な心情・判断力・実践意欲・態度といった道徳性を養うためには、家庭や地域との連携を図りながら、集団宿泊訓練やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して、児童生徒の内面に根ざした創意工夫ある指導を行うことが重要です。

このため、「自然学校」や「トライやる・ウィーク」などの体験活動において、集団活動や地域の大人たちとの交流、自然とのふれあい

などを通して、子どもたちに、規範意識、信頼感や自信などの自尊感情及び他者への思いやりや感動する心など豊かな人間性を育む取り組みを一層推進します。

【主な取り組み】

環境学習の推進

自然体験活動などを通して、環境や生命を大切に思う心や価値観を育むとともに、環境の保全・再生に向けた行動を促す環境学習を積極的に推進します。

小学校：環境体験事業、自然学校

環境体験事業と自然学校との系統的、継続的な学びの充実を図り、学校や地域の実情、創意工夫を活かした弾力的な実施に取り組みます。

中学校：トライやる・ウィーク

生徒一人ひとりの社会的自立に向けた取り組みを充実させるとともに、「トライやる」アクションの活性化を図り、人間関係づくりを基礎に、地域や社会の活動に積極的に参画する主体的な生徒の育成に努めます。併せてキャリア教育の視点から、子どもたち自身が学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感し、将来について考えられるように支援を行います。

農業体験などの実施

地域住民の理解と協力を得て、子どもたちが野菜づくりや海での体験活動などにより、栽培や収穫の苦労や喜びなどを実感できるようにします。

【主な事業】

環境体験事業

自然学校推進事業

トライやる・ウィーク推進事業

親と子の夏休み環境日記

環境施設見学

エコ緑化（グリーンカーテン）事業

農業体験など

【目 標】

地域などでの体験活動やボランティア活動への参加促進

地域行事やボランティア活動などに参加する児童生徒を増やす

ウ 伝統と文化に関する教育の推進

【今後の方向と目標】

これからの国際社会の中で主体性をもって生きていくには、自己がよって立つ基盤にしっかりと根を下ろしていることが重要です。

このため、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・発展させるとともに、それらを育ててきた我が国を愛する態度を養う教育を推進します。

また、地域において子どもたちが伝統文化を体験・修得する取り組みを支援するなど、芸術文化活動を通して豊かな心を育む教育を推進します。

【主な取り組み】

地域での伝統文化体験

地域の伝統文化や伝統芸能などを継承・発展させるため、世代を超えた地域での交流行事などへ積極的に参加します。

中学生ペーロン大会の実施

中学生によるペーロン大会を実施することにより、ふるさと相生を愛する心を育みます。

芸術文化活動振興事業

市内の児童生徒の芸術文化活動の振興と向上をめざして、芸術文化活動で優秀な成績を修めた児童生徒を支援します。

【主な事業】

中学生ペーロン大会

郷土玩具創作事業

地域行事などへの参加

伝統文化に関する授業実践

【目 標】

伝統文化に関する授業の実施（各学校、年間）

0回（H21年度）

3回（H32年度）

エ 自己実現と共生をめざす人権教育の充実

【今後の方向と目標】

格差・孤立化による育児放棄や少子化に伴う過干渉・過保護といった家庭の教育力の低下、さらに、地域の人間関係の希薄化などによる地域の教育力の低下など、社会は激しく変化しています。さらに、情報社会に翻弄されたり、いじめ、虐待、引きこもり、規範意識の低下

など、様々な問題を抱える子も多く見られるようになっていきます。そのような状況の中、人権教育の目標「人権の意義・内容の重要性についての理解、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な行動に現れるようにすること。」を達成することは容易なことではありません。

このため、県教育委員会が策定した「人権教育基本方針」に基づき、子どもたち一人ひとりの人権が尊重され、可能性が最大限に発揮される人権尊重の文化のある学校園づくりをめざして取り組みます。

【主な取り組み】

相生市人権・同和教育研究協議会と連携した推進体制の整備

全ての学校園において、同和問題と正しく出会い、差別解消に向けて主体的に取り組むための学習を核とした人権教育を推進します。

確かな人権感覚の育成と人権環境の整備

確かな人権感覚は、学級をはじめ学校生活全体のなかで仲間とつながる「集団づくり」の中で育まれる部分が多く、自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような環境づくりを進めます。

地域・家庭への啓発

児童生徒の作文やつぶやきを編集した保護者対象の啓発資料「澄んだ瞳」の発行、くらしの中の人権の問題をていねいに織り込むことにより、学習者が人権を大切にすることが豊かな生き方につながることを実感できることを目指す人権啓発紙「ひとみ」を発行し、子どもたちを取り巻く大人社会の人権環境の向上を図ります。

教職員の指導力の向上

「教職員は最大の教育環境である。」という共通理解のもと、とりわけ厳しい立場にある子どもと向き合うことを基本とし、子どもたちがそれぞれ自分を価値ある存在として実感し、安心して学べる実践を積み重ねていく指導力の向上をめざし、研究大会並びに人権教育研修を実施します。

【主な事業】

相生市人権教育校園指定事業

西同教・相生市教育委員会人権・同和教育実践研究指定事業

相生市人権・同和教育研究協議会学校園部会活動の充実

オ 「心の専門家」の配置による子どもたちへの支援

【今後の方向と目標】

学校におけるいじめや不登校などが解消していないことから、子どもの悩みなどを積極的に受け止め、そのような状況に立ち至った子どもたちや家庭を支える体制を充実することが求められています。

このため、「心の専門家」であるスクールカウンセラーを学校に引き続き配置し、子どもや保護者の心の相談に当たるとともに、教職員に対する相談支援に当たります。また、不登校対策の施設として相生市適応教室「コスモス教室」において、学校や関係機関などと連携しながら、学校生活への適応支援や臨床心理士による保護者の教育相談の充実を図ります。さらに、学校において「心の教育」を推進するとともに、問題の早期発見・早期対応を可能とする校内の生徒指導体制をより充実し、併せてインターネットや携帯電話によるいじめや誹謗中傷などについて家庭や地域と連携した取り組みを推進します。

【主な取り組み】

スクールカウンセラーなどの配置

中学校及び小学校にスクールカウンセラーを引き続き配置し、児童生徒の実態に応じたきめ細かな対応を図ります。また、スクールソーシャルワーカーを新規に配置し、家庭と学校をつなぐきめ細かな対応を図ります。

臨床心理士の配置

少年育成センター及び適応教室において、カウンセリングの専門家である臨床心理士による教育相談を引き続き実施し、児童生徒や保護者などの相談に対応する総合的な相談体制を推進します。

学校における生徒指導体制の充実

いじめや不登校、問題行動などの早期発見・早期対応を可能とする校内の生徒指導体制をより充実し、児童生徒の内面理解に基づいた教職員の指導力の向上を図ります。また、幼・小中学校園の連携及び申し送りの充実を図ります。

【主な事業】

スクールカウンセラー等配置事業

適応教室事業

少年育成センターなどにおける教育相談事業

【目 標】

スクールソーシャルワーカーの配置

平成27年度



(4) 健やかでたくましい体づくり

ア 体育・スポーツ活動の推進

【今後の方向と目標】

運動する子どもとそうでない子どもの二極化の傾向や子どもの体力低下が問題となっている状況を踏まえ、子どもたちの生涯にわたる健康の保持増進の基礎を培うため、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成することが求められています。

このため、全国体力・運動能力等調査の結果から子どもたちの体力と運動能力などの関係を分析・検証し、学校における体力向上の取り組みを推進します。また、運動部活動が心身の健やかな育成に果たす役割を踏まえ、生徒がそれぞれの興味関心に応じて、スポーツに親しみ、生涯を通じて継続的に運動ができる資質や能力を育成します。

【主な取り組み】

ぐんぐん体力アップ事業の実施

全国体力・運動能力等調査を毎年度実施し、児童生徒の体力・運動能力の現状を把握しながら、「運動プログラム」などを積極的に活用するなど、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。併せて、学校での調査結果を体力通信簿として家庭へ知らせ、体力づくりなどへの関心を高め協力を得るようにします。

運動部活動の充実

運動部活動については、生徒や教職員の生活全体のバランスが失われないような適切な指導を行うとともに、活動時の安全を確保します。

併せて、専門的指導者がいない運動部に外部指導者を派遣するなど、運動部の活動が計画的、効果的に実施されるよう支援します。

【主な事業】

ぐんぐん体力アップ事業 小学校泳力検定実施
ペーロン祭協賛球技大会（野球・バレーボール）
パワーアップ&サポート運動部活動支援事業
小学校体育活動コーディネーター（仮称）の配置
全国体力・運動能力運動習慣等調査の実施

【目 標】

体力・運動能力テスト（小学校5年生、中学校2年生）の
50m走平均値の向上

（小5男子）9.3秒（H21年度）	9.1秒（H32年度）
（小5女子）9.7秒（H21年度）	9.5秒（H32年度）
（中2男子）8.0秒（H21年度）	7.8秒（H32年度）
（中2女子）8.6秒（H21年度）	8.4秒（H32年度）

イ 健康教育の推進

【今後の方向と目標】

子どもたちの心身の調和的発達を図るため、運動を通して体力を養うとともに、子どもたちが抱える心身の健康問題に適切に対応し、生涯を通じて健康で安全な生活を送ることができる基礎を培うことが必要です。

このため、学校の教育活動全体を通して組織的に健康教育に取り組み、健康教育に関する教職員の資質の向上を図るとともに、保護者、学校医などの関係機関との連携を密にし、協力体制を整備します。

【主な取り組み】

児童生徒の健康管理の充実

多様化・深刻化している子どもの心身の健康課題を解決するため、研修を通して教職員の資質向上を図り、学校保健計画に基づいて校内の組織を整備し、保健教育と保健管理を充実します。また、児童生徒の心身の健康状態について、保護者や学校医などの関係機関と連携し、適切な保健管理・保健指導を行います。

食に関する指導の充実

子どもたちの発達段階に応じた食育の効果的な指導内容や教材の研究を進めるとともに、体験活動などを通して、子どもたちの心に働きかける指導の充実を図ります。

【主な事業】

学校医等委嘱事業

児童生徒等健康管理委託事業

学校健康センター事業

学校保健計画

食育指導計画

【目 標】

食に関する指導の実施回数

各学年、学期に1回実施（保健体育科、家庭科、総合学習など）



（5）教職員の資質の向上

ア 教職員の資質と実践的指導力の向上

【今後の方向と目標】

子どもたちに質の高い教育を提供するとともに、様々な教育課題に適切に対応するため、教職員の資質と実践的指導力の向上が求められています。

このため、教職員の経験に応じた研修体系を構築し、教職員一人ひとりの資質能力の向上を支援することが必要です。初任者研修や経験者研修、指導的役割を担う教職員研修など経験年数に応じた研修及び管理職研修並びに各種研修講座など県教育委員会主催の研修の積極的な受講を進めます。併せて、本市教育研究所において、より実践的な研修講座を開設し、日々の授業における指導力の向上に努めます。

【主な取り組み】

教職員の意識改革

学校においては、校長のリーダーシップのもと、明確なビジョンに基づく学校運営を推進していきます。また、「教えるプロ」としての教職員の一層の意識改革を図るため、教職員の研修はもとより、適正な「教職員人事評価・育成システム」や「学校組織マネジメント」の

運用など、学校が組織として揺るぎない信頼を堅持するための取り組みを推進します。

教育研究所の充実

教職員の資質と実践的指導力のために、教職員の経験に応じた各種研修講座のより一層の充実を図っていきます。特に初任者研修の一層の充実を図り、新任教職員の資質向上に努めます。さらに、若手教職員を中心とした研究員制度により、教科等の効果的な指導方法などについて、じっくりと研究に取り組み、日々の授業実践に活かせるように支援を行っていきます。

匠の技を伝える研修会の開催

若年世代の教職員が増加しているため、先輩教職員が培ってきた指導技術などを確実に伝達し、継承していく研修会を実施します。

学校における研修活動の活性化

教職員が積極的に授業を公開し、教職員相互に研究を深め、ICTを積極的に活用するなど、教育効果が一層上がるよう絶えず指導内容や指導方法の工夫・改善に努めます。

【主な事業】

教育研究所による研修講座などの実施

匠の技を伝える研修会の開催

研究員による研究活動

校内授業研究

【目 標】

校内研修の充実

校内研修に効果があったと思う教職員の割合 80%以上

イ 教職員のメンタルヘルスの保持・増進

【今後の方向と目標】

学校をめぐる様々な教育課題への対応が求められるなか、ストレスなどにより心身に変調を来す教職員がいる状況を踏まえ、教職員がその能力を發揮できるよう、メンタルヘルスの保持・増進のための対策が求められています。

このため、学校経営において教職員の心身の健康管理に配慮し、教職員の精神性疾患を未然に防止するとともに、そうした状況に立ち至った教職員に対しては職場復帰のサポートに努めます。

【主な取り組み】

明るく元気な職場づくり

全ての教職員が、「やりがい」と「喜び」が感じられるような明るく元気な職場づくりを支援します。

教職員のメンタルヘルス支援事業の活用

県教育委員会の同事業を活用して、教職員の心の健康の重要性を啓発して、不調の「気づき」を促し、早期発見・早期対応及び早期復帰・再発防止に向けた支援を行います。

【主な事業】

教職員のメンタルヘルス支援事業

職場復帰トレーニング事業



(6) 地域に開かれた特色ある学校づくり

ア 開かれた学校づくりの推進

【今後の方向と目標】

地域に開かれた信頼される学校園を実現するため、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携協力することが、近年一層求められています。

このため、学校関係者評価の実施など学校評価において保護者や地域住民などの意向を踏まえるとともに、評価結果の公表をはじめ、教育活動その他の学校園運営の状況に関する情報の積極的な提供に努めます。こうした取り組みを通して、保護者や地域住民の意向を把握し、学校園経営に反映させたり、保護者や地域住民の参画を得た教育活動を展開するなど、「開かれた学校づくり」を一層推進します。

【主な取り組み】

学校評議員の活用及び学校評価の実施・公表

学校評議員の意見を学校園運営に積極的に取り入れ、有益な意見が得られる関係づくりを推進します。また、学校評価を実施し、改善に活かすとともに、結果を公表していきます。

積極的な情報発信

学校園の取り組みを直接公開するオープンスクールを引き続き実施します。また、学校園ホームページや学校園だよりを通して、広く保

護者や地域住民に学校運営や教育活動の状況について、積極的な情報提供を行います。

特色ある学校づくり

校園長のリーダーシップのもと、教育内容や指導方法の工夫改善を図り、特色ある取り組みを進めます。また、総合的な学習の時間などに各校区の自然、歴史、文化、人材などの地域資源を活用した学習に取り組めます。

【主な事業】

オープンスクールの実施

学校園だより、学校園ホームページ

学校評議員、学校支援ボランティアとの連携

学校評価の実施及び公表

相生っ子見守りネット事業

社会科副読本の活用

【目 標】

学校園ホームページの更新回数
月1回以上

イ 地域による学校支援の推進

【今後の方向と目標】

学校が様々な教育課題に適切に対応し、充実した教育活動を展開するうえで、学校と地域との連携体制を構築し、地域による学校支援の取り組みを推進することが求められています。

このため、保護者や地域住民、高齢者、関係団体などが子どもたちの成長にかかわる当事者としての自覚と責任を共有するとの認識のもと、学校運営や教育活動に積極的に協力し、参画する環境づくりが期待されています。

【主な取り組み】

環境体験事業への支援

全小学校において、環境体験事業を実施するため、田畑や海岸などのフィールドや地域人材を確保するなどの地域による支援体制を確立します。

地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」への支援

トライやる・ウィーク評価検証委員会の提言を踏まえ、「トライやる」アクションの活性化を図るなど、生徒一人ひとりの社会的自立に向けた取り組みの一層の充実を図ります。

【主な事業】

ふれあいものづくり事業（県立相生産業高等学校との連携）

三世代交流事業 学校行事などへの支援

ウ 学校安全及び防災教育の推進

【今後の方向と目標】

子どもたちが安全な環境の中で、安心して学校生活がおくれるよう、学校・家庭・地域が連携した取り組みが求められています。

このため、学校や通学路などにおいて、子どもたちが安全に過ごせるよう、学校とスクールガード・リーダー、地域の安全支援ボランティアなどとの連携により、地域ぐるみで子どもの安全を守る取り組みを推進します。

また、阪神・淡路大震災の教訓を子どもたちに確実に語り継いでいきながら、地震や風水害などの自然災害から自らの生命を守るのに必要な能力や態度を身につけさせることが必要です。併せて、地域と学校が連携した防災訓練などを実施することにより、一人ひとりが安全で安心なまちづくりに参画する気運を醸成します。

【主な取り組み】

学校や通学路の安全確保

学校や通学路などにおける安全確保を図るため、スクールガード・リーダーや安全支援ボランティアなどの協力を得て、地域全体で児童生徒の安全を見守る体制を一層整備します。

安全教育の推進

児童生徒が危険を予測し、常に的確な判断のもとに安全に行動できるよう、万一の事態が発生したときの対処方法など、発達段階に応じた安全教育を推進します。

危機管理体制の充実

教職員の危機対応に関する知識・技能の向上を図るとともに、校長のリーダーシップのもと、学校の危機管理体制をより充実させます。

防災訓練の実施

全ての学校園において、災害対策マニュアルを活用した防災訓練を実施し、校内防災体制を構築するとともに、地域が実施する防災訓練などに児童生徒を参加させるなど、学校と地域が一体となった取り組みを推進します。

【主な事業】

スクールガード・リーダーによる巡回指導及び防犯教室
地域安全マップの更新 安全教育の推進
子どもを守る110番事業 防災訓練の実施
各小学校区における災害図上訓練の実施

【目 標】

防災訓練や安全講習会の実施回数
学期に1回実施



(7) 学校給食の充実と食育の推進

【今後の方向と目標】

「食」が子どもたちの心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼすことを認識し、家庭や地域と連携して食育の推進に取り組む必要があります。

このため、学校における食育については、児童生徒の望ましい食習慣の形成を図るため、「相生市食育推進計画」をもとに各種団体との連携を図りつつ、学校の教育活動全体を通じて組織的、計画的に取り組みます。また、地域ボランティアの協力を得ながら、農業体験などの体験活動に取り組み、学校・家庭・地域が連携して食育を推進するとともに、学校給食において地場産物を積極的に活用する地産地消をより一層推進します。さらに、学校給食従事者の研修を充実させ、必要

な知識の習得と技術の向上に努め、安全安心な学校給食を推進します。

【主な取り組み】

学校給食の充実

学校給食は、子どもたちの健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、望ましい食習慣の形成や好ましい人間関係の育成を図ることなどの高い教育効果が期待できるため、栄養バランスの優れた献立の工夫など、さらなる充実に努めます。また、学校給食調理備品を新規に導入し、より衛生管理の徹底を図り、安全安心な学校給食を実施します。さらに、学校給食運営事業の円滑な実施に向けての改善に努めます。

幼稚園給食の実施

小中学校における学校給食が、児童生徒の健全な心身の発達に大きな役割を果たしていることから、幼稚園における週3日程度の完全給食を導入します。

学校給食における地産地消の推進

学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、学校給食における地産地消を推進するほか、教科等の指導にも活かせる献立づくりを支援するなど、学校給食の充実に努めます。

食育の取り組みなどの情報発信

学校における食育の取り組みや学校給食における地産地消の取り組みなどを、家庭や地域に対し積極的に情報発信を行うとともに、生産者などの地域人材を活用するなど、家庭・地域・学校が連携しながら子どもたちの食育に取り組めます。

【主な事業】

学校給食運営事業
地産地消料理教室
給食だよりの発行

食育推進事業
学校給食における地場産物の活用
幼稚園給食事業

【目 標】

学校給食における地場産物の使用割合（生鮮野菜）

28%（H21年度）

35%（H32年度）

幼稚園給食の実施状況

0%（H21年度）

100%（H32年度）

(8) 教育の機会均等の確保

【今後の方向と目標】

能力があるにもかかわらず、経済的理由で修学が困難な児童生徒の教育の機会を確保するため、修学に必要な経費の援助などの支援を引き続き行います。

また、小中学生の通学に必要な経費への補助を引き続き行います。

これらの支援については、国が実施する「子どもの学習費調査」などを参考にし、支援の内容の検討を行います。

【主な取り組み】

要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

生活保護世帯又は生活保護に準じた保護が必要な世帯に対し、その児童生徒について学用品費などの費用の援助を引き続き行います。

小中学校特別支援教育就学奨励事業

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力に応じ学用品費などの援助を引き続き行います。

相生市奨学金事業

修学の意欲と能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な者に対し、学校教育法第1条に規定する高等学校又は高等専門学校で教育を受ける機会を与えるため、学資の援助を引き続き行います。

通学費補助金交付事業

市立の小中学校に在籍する児童及び生徒であって、交通機関又は自転車により通学する者に対して補助金を交付します。

幼稚園入園料・保育料の減免

幼児の属する世帯の所得の状況により、入園料・保育料を減免します。

【主な事業】

要保護・準要保護児童生徒就学援助事業

小中学校特別支援教育就学奨励事業

相生市奨学金事業

通学費補助金交付事業

幼稚園入園料・保育料の減免



(9) 学校施設の整備・充実

ア 学校施設の耐震補強などの推進

【今後の方向と目標】

学校施設は、幼児・児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であり、非常災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、その安全性は極めて重要です。I s 値が0.3未満の建物の耐震補強工事が完了したことから、0.3以上0.7未満の建物について耐震補強工事を行っていくとともに、良好な教育環境の維持向上を図ります。

【主な取り組み】

耐震補強の推進

平成32年度の完了を目途に、I s 値0.7未満の建物13棟の耐震補強工事を行います。また、広報紙などにより進捗について住民への周知を図ります。

維持修繕の実施

安全安心で良好な教育環境の維持、向上を図るための維持修繕を引き続き行うとともに、耐用年数を勘案して、大規模改修についての検討を行います。

【主な事業】

小中学校校舎の耐震補強工事

【目 標】

耐震化率

100% (H 3 2 年度)

イ 小中学校の適正規模・適正配置の推進

【今後の方向と目標】

児童生徒数の減少により、学校の小規模化が進む中で、適切な規模の児童生徒集団を確保する必要があります。相生市立小中学校適正配置計画を基本に、学校・家庭・地域との連携強化を通じて、良好な教育環境を創出します。

【主な取り組み】

相生市立小中学校適正配置計画の推進

【主な事業】

小中学校の適正配置

【目 標】

矢野小学校を若狭野小学校へ統合	平成 2 5 年度を目標
相生小学校を那波小学校へ統合	
平成 2 6 年度以降の状況により判断	
矢野川中学校を那波中学校へ統合	平成 3 3 年度以降



楽しい学びを通じ、豊かな人間力を育む生涯学習の推進

(1) ライフステージに応じた学習の機会の提供

【今後の方向と目標】

青少年から高齢者まで、それぞれのライフステージにおける学習機会を適切な場所で接することができるよう生涯学習体制の充実を図ります。

特に、公民館をはじめとする社会教育施設は、地域における学習の拠点、人づくり・まちづくりの拠点として機能の向上を図ります。

【主な取り組み】

青少年の豊かな心を育む機会を創造します

心豊かでたくましい青少年を育成するため、家庭・地域・学校が連携して教育力を高めていくことが大切であり、青少年が社会の一員として役割と責任を自覚し、心身ともに成長できるような事業に取り組みます。

高齢者教育事業の充実

金ヶ崎学園大学で学んだ成果を地域に還元できる人材を育成をするなど、学園生が中心となり、市民を元気にする施策の展開を図ります。

また、高齢化の進展により受講生の増加が見込まれるため、募集方法や受講方法、実施会場などについて充実を図ります。

公民館等事業の充実

地域における学習の拠点として、子どもから高齢者まで幅広く学ぶ機会を提供するとともに、人づくり・まちづくりの拠点として積極的に情報提供を行います。さらに、公民館等が社会教育施設としてだけでなく、地域コミュニティの拠点施設となるようその活用を図ります。

【主な事業】

げんキッズ事業

チャレンジサポート事業

元気シニアプロジェクト

青少年育成団体補助事業

金ヶ崎学園大学の実施

公民館等主催講座の実施

【目 標】

チャレンジパスポート参加者数

170人(H21年度) 180人(H32年度)

金ヶ崎学園大学参加者数

6,466人(H21年度) 7,000人(H32年度)

公民館利用者数

73,000人(H21年度) 75,000人(H32年度)



(2) 青少年の健全育成

【今後の方向と目標】

家庭や地域の教育力の低下とともに、インターネットや携帯電話の普及など情報化の進展や深夜営業施設の増加などによる社会環境の変化は、青少年の健全な育成を阻害する要因と考えられます。

このため、家庭・地域・学校の連携を一層深め、地域社会が一体となって、青少年の健全育成に努める必要があります。

【主な取り組み】

補導育成活動の充実

少年育成センターの補導委員を中心に地域での補導育成活動の充実に努め、青少年の問題行動を未然に防止します。

安全確保活動の充実

不審者などから子どもを守るために、青色パトロール車などによる巡回補導活動の実施や関係機関との連携を強化した不審者情報の迅速な発信などの取り組みを推進します。

相談活動の充実

青少年や家族の悩みに対し、臨床心理士や少年育成センター職員による教育相談の充実に努めます。

環境浄化活動の推進

青少年の健全な育成に悪影響を及ぼす図書やインターネット情報などの有害な環境から青少年を守るため、補導委員・家庭・地域団体の協力を得て、有害環境の浄化を推進します。

地域ぐるみの健全育成活動の推進

中学校区青少年健全育成協議会の活動の活性化を図り、地域ぐるみの健全育成活動を推進します。

【主な事業】

青少年健全育成活動事業 子どもを守る110番事業
相生っ子見守りネット事業 補導委員活動事業
少年育成センターなどにおける教育相談事業
相生市青少年健全育成市民大会

【目 標】

青少年の補導人数

295人（H21年度）

265人（H32年度）



（3）文化振興

【今後の方向と目標】

市民が心にゆとりを持ち、生きる喜びや楽しい人生を送ることができるよう、地域の文化施設において、文化芸術活動に参加したり、郷土の伝統文化や芸術に親しむ機会の拡充を図ります。

【主な取り組み】

文化振興事業

市民の文化・芸術に接する機会の拡充を図るため、文化祭や美術展を開催し、市民の文化振興を図ります。

文化団体の育成補助

市民の文化振興を推進するためには、文化団体の育成が必要不可欠であるため、育成制度を充実します。

伝統文化事業

公民館等地域の身近な施設を活用し、芸術や文化に親しむ機会を拡充します。

なお、若い世代から伝統文化に親しむ機会をつくることで、その継承を図ります。

【主な事業】

美術展・文化祭の開催

芸術文化活動補助

文化団体の育成補助

伝統文化振興事業

【目 標】

美術展出品数

254点(H21年度)

280点(H32年度)

文化協会各団体への加入者数

1,100人(H21年度)

1,100人(H32年度)



(4) 放課後対策事業

【今後の方向と目標】

放課後児童保育事業及び放課後子ども教室事業は、放課後の学校施設内を前提に事業を行い、安全で安心して子どもを守り育てる環境を構築します。また、入所施設が狭小のところもあり、入所希望者数も増加していることから、入所状況に適切に対応する必要があります。

【主な取り組み】

放課後児童保育事業

放課後児童保育事業の需要が高いことから、安全で安心して子どもを預かることができるよう取り組みます。また、現在、国において放課後児童保育事業の設置について検討中のため、国の動向を見定めながら、効率的かつ安全に事業が行えるよう取り組みます。

放課後子ども教室事業

放課後子ども教室事業は、ひょうご放課後子どもプラン事業として放課後児童保育事業と補完連携して実施することが望ましいことから、各小学校に開設を目指します。

【主な事業】

放課後児童保育事業

放課後子ども教室事業

【目 標】

放課後子ども教室開設数

4校（H21年度）

全校（H32年度）



（5）図書館事業

【今後の方向と目標】

市立図書館が市民にとって利用しやすい施設となるよう利便性の向上を図るとともに、読み聞かせボランティアの養成などを積極的に行い、読書活動の充実に取り組みます。

また、「第2次相生市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもが読書に親しむ機会の提供や市立図書館を拠点として学校・公民館などが連携し、読書活動が図れる体制づくりに取り組みます。

【主な取り組み】

第2次相生市子ども読書活動推進計画に基づく事業の実施

家庭での読書活動の充実が図れるように、市立図書館を拠点として、公民館等、保育所、幼稚園、学校などの連携に努めます。

ボランティア団体の育成

読み聞かせボランティアグループの育成に努め、学校などにおける読書活動の推進を図ります。

図書資料の充実

ニーズに幅広く応えるため、図書資料の充実とPRを図ります。

【主な事業】

第2次相生市子ども読書活動推進計画に基づく事業の実施

ボランティア団体の育成

図書資料の充実

【目 標】

図書貸出冊数

178,000冊(H21年度)

192,000冊(H32年度)



(6) 文化財の保存と活用

【今後の方向と目標】

市域に残された豊かな歴史文化遺産を保存し、後世に伝えることは大変重要であるため、文化財を定期的に公開するなど、文化財を通じて市民がふるさと相生への愛着を育むことができるよう取り組みます。

また、より専門的な対応を行うために、学芸員の配置を検討します。

【主な取り組み】

文化財の保存

市内に存する文化財の保存に努めるとともに、補修などが必要な場合は計画的に整備を行います。

歴史民俗資料館の活用

本市にゆかりのある資料を定期的に公開するなど、市民の郷土の歴史に対する理解と興味を深める事業を行います。

文化財PRの拡大

市内の文化財を中心とした歴史講座など文化財のPRに繋がる事業を開催します。なお、開催にあたっては、民間団体などの協力を得てPRの拡大を図ります。

【主な事業】

文化財の保存

特別展の開催

歴史講座の開催

学芸員の配置

(7) スポーツ活動の推進

【今後の方向と目標】

スポーツ活動のうち、ジュニアスポーツにおいては、各種目大会・事業・教室を通して、スポーツの楽しさを伝え興味を喚起するとともに、競技力の向上に努めます。

特に、生涯スポーツでは、子供から高齢者まで気軽に健康体力づくりに取り組めるレクリエーションスポーツの振興を推進します。

また、地域で楽しめるスポーツ振興については、スポーツクラブ21ひょうご事業を通して、世代間・地域間交流を図ります。

その他、スポーツの専門化及び高度化が進むなか、体育指導者の技術力・指導力が要求されるため、指導者養成講習などによる指導者の育成に努めるとともに指導者の確保とレベルアップを図ります。

【主な取り組み】

ジュニアスポーツの普及・振興

子どもたちにスポーツに触れる機会を提供するため、大会・事業・教室を実施します。また、スポーツ活動を支援するとともに大会など

を通じて競技スポーツの振興を図ります。

レクリエーションスポーツの普及・振興

生涯にわたって、スポーツを楽しみ健康や体力づくりの機会を提供するため、あそぼうる、ターゲットバードゴルフ、グラウンドゴルフ、ペタンクなどレクリエーションスポーツの普及・振興に努めます。

スポーツの指導・支援

市民の誰もが参加しやすいスポーツ教室・スポーツフェスティバル・マラソン大会の開催、温水プール（水泳・トレーニング教室など）事業を展開し、健康づくりに繋がるスポーツ習慣を身につける指導・支援に努めます。

地域スポーツの振興

各小学校区に設立されたスポーツクラブを支援し、交流大会を通じた地域間・世代間交流の推進、地域スポーツの振興に努めます。

スポーツ指導者の育成・支援

講習などによりスポーツ指導者の新たな育成・支援に努めます。また、地域におけるスポーツ活動推進のため、指導者の人材確保と指導力向上のため育成・支援を図ります。

体育指導委員事業

スポーツ振興のため、体育指導委員の実技指導を強化するなど、指導体制の強化を図ります。

また、委員定数の確保、女性委員の登用に努め、スポーツ行事や事業への協力・指導助言などの機能の強化に取り組みます。

【主な事業】

ジュニアスポーツ振興事業

レクリエーションスポーツ普及振興事業

レクリエーションスポーツ振興競技大会事業

スポーツ教室事業



【目 標】

定期的に運動をしている人の割合

37.9%（H21年度）

50%（H32年度）

スポーツ種目別構成人数

3,480人（H21年度）

4,000人（H32年度）

(8) 人権を尊重するまちづくりの推進

【今後の方向と目標】

人権は、一人ひとりが幸せに暮らせるための誰からも侵されることのない権利です。基本的人権を尊重し、市民一人ひとりが「このまちに住んでよかった」と言える共生社会の実現を目指して、市民に行き渡る人権教育・啓発活動を展開します。

【主な取り組み】

人権啓発活動の推進

市民一人ひとりの人権感覚を高めるため、人権課題や身近な人権問題に対して正しい理解と認識を深めていくよう、わかりやすい人権情報の提供を推進します。

人権教育の推進

人権を文化にまで高めるために生涯にわたって人権を学び続ける場を提供します。

人権行政体制の整備

個別化・多様化する人権課題に対応するため、行政内部の連携が図れる体制を整備します。

【主な事業】

市民人権学習支援事業

相生市人権・同和教育推進協議会への支援

人権の集い、ふれ愛シネマなどの啓発事業

相生市人権・同和教育研究協議会への支援

人権啓発情報紙の発行

相生市人権施策推進指針の作成

地域に学ぶ体験学習支援事業



【目 標】

相生市は人権が尊重されている市であると思う人の割合が県のアンケート調査を上回る（H21年度県の調査44.0%）

(9) 社会教育施設の整備・充実

【今後の方向と目標】

社会教育施設全般において、既存施設の計画的な修繕と整備を行い、今後も有効活用を図っていきます。

特に、スポーツ活動の拠点となるスポーツ施設においては、近年の多様化するニーズに対応できる健康・体力づくりのための施設整備と機能充実を図る必要があります。

また、市民体育館や公民館等は、非常災害時には地域住民の避難場所となることから、その安全性は極めて重要です。I s 値が0.6未満の建物の耐震補強工事を行います。

ア 公民館等

【主な取り組み】

維持修繕の実施

地域の生涯学習の拠点として整備されましたが、老朽化に伴い施設修繕の必要があり、計画的に維持修繕を実施します。

耐震補強の推進

公民館等は避難所として位置づけられていることから、I s 値が0.6未満の相生公民館にあっては耐震補強工事を実施します。

【主な事業】

施設の維持修繕

耐震補強工事

【目 標】

耐震補強工事の実施時期

平成32年度までに実施

イ 図書館

【主な取り組み】

施設の維持修繕及び耐震補強の推進

昭和56年建設の当該施設は、老朽化に伴う修繕が必要です。また、利用者の安全確保のため、耐震補強工事や補修などの整備改修を行います。

附属施設の整備

図書館の駐車台数が少ないため、利用者への利便性の向上を図るため駐車場スペースの拡大を図ります。

【主な事業】

施設の維持修繕及び耐震補強工事の推進

附属施設の整備

【目 標】

耐震補強工事

平成32年度までに実施

附属施設の整備

耐震補強工事と併せて実施

ウ 歴史民俗資料館

【主な取り組み】

昭和60年に開館し、平成5年に施設内のリニューアルを実施しました。平成21年度末で9万人弱が入館しています。

今後は、常設展示場の展示内容を定期に変更するなど、さらなる資料の活用に努めます。

エ スポーツ施設

【主な取り組み】

市民体育館

経年からの老朽化が見られる中、耐震補強をはじめ計画的な改修整備を行い、屋内スポーツの拠点として効果的、効率的な管理運営に努めます。

市民プール

施設の在り方を検討する中で、適切な管理運営に努めます。

市民グラウンド

多目的な屋外スポーツの拠点として適切な管理運営に努めます。

温水プール

指定管理者による指定期間を5年とし、引き続き指定管理者制度によ

る適切な管理運営を検討します。また、施設設備については計画的な整備改修を行います。

【主な事業】

市民体育館管理運営事業

市民プール管理運営事業

市民グラウンド管理運営事業

温水プール管理運営事業

【目 標】

市民体育館耐震補強・施設改修工事

平成32年度までに実施

第5章 計画の進行管理

本計画を効果的かつ着実に推進するためには、本計画の周知と理解を図ることが不可欠です。学校教育関係者、社会教育関係機関や団体などに対しては校園長会を通じた周知や説明会の開催など、きめ細かな対応に努めるほか、市民に対しては市広報紙やホームページなどを活用して広報に努めます。

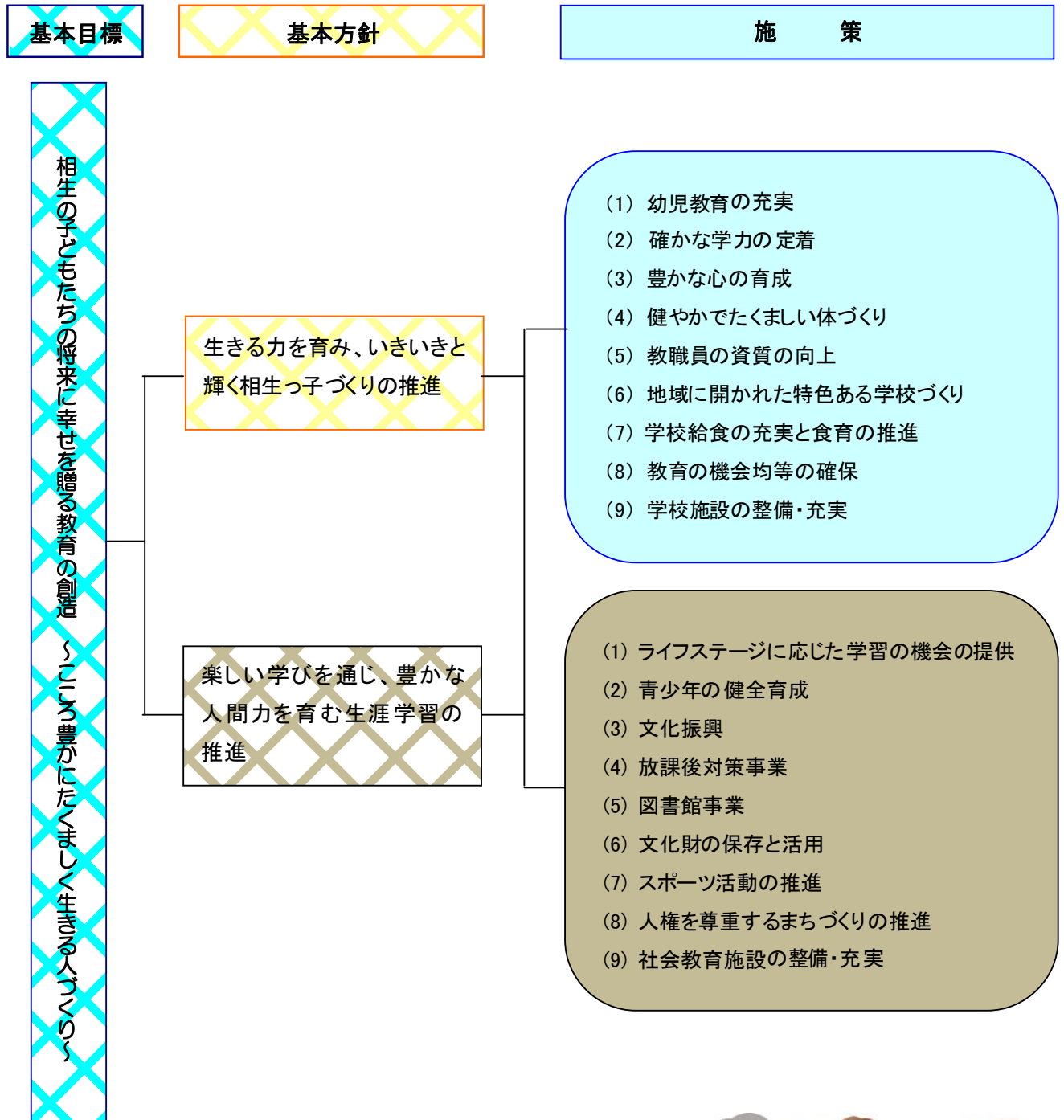
一方、本計画の進行管理については、それぞれの施策や事業について、その成果を点検・評価することが重要であることから、相生市の行政評価システムの中で、教育行政の自己点検・評価を実施し、結果を適切に公表することにより市民への説明責任を果たすとともに、相生市の教育に対する関心を高め、市民の参画につなげていきます。

また、第5次相生市総合計画の実施計画により事業の確実な実施を確保するとともに、年度ごとの事業計画として「相生の教育」を作成して、一層の具体化を図り、目標達成に向けて着実に取り組みを進めます。

なお、急速に変化する社会の中で、教育の分野において対応すべき新たな課題が生じた場合や評価の結果に基づく改善のため、PDCAサイクルを十分意識しながら、計画期間の途中においても必要に応じて見直しを行うこととします。



施策体系



資料編

目標の説明

頁	目 標	目 標 の 説 明
26	預かり保育の実施状況 0%(H21年度) 100%(H32年度)	市内の全ての幼稚園で「預かり保育」を実施する。
27	学校の授業が分かると答え た児童生徒の割合 小学校90%以上 中学校80%以上	教職員は「分かる授業」の実践に努め、学校評価などを実施する際に、児童生徒に教職員の授業に関する評価を行い測定する。
28	学校図書館の蔵書率 <小学校> 92%(H21年度) 100%(H32年度) <中学校> 80%(H21年度) 100%(H32年度)	文部科学省が定めた「学校図書館図書標準」の蔵書冊数を達成する。 (100%)
29	個別の教育支援計画の作成 状況 80%(H21年度) 100%(H32年度) ICTを活用した授業が できる教職員の割合 100%(H32年度)	幼児期から学校卒業後までを見通した個別の教育支援を行う必要のある子どものための計画を、保護者の了解を得ながら、100%作成する。 全員の教職員が、ICTを活用した授業ができるようにする。
30	小学校教職員の英語活動研 修の受講状況 30%(H21年度) 100%(H32年度)	小学校教職員の英語活動における指導力を向上させるために、全ての教職員が研修を受講する。

頁	目 標	目 標 の 説 明
3 1	道徳の授業の公開回数 各学校、学期に1回 実施(オープンスクール時など)	学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てるという気運を醸成していくために、道徳の授業を学期に1回は保護者・地域住民に公開する。
3 2	地域などでの体験活動やボランティア活動への参加促進 地域行事やボランティア活動などに参加する児童生徒を増やす	子どもたちに自分が育った地域に愛着心を持たせるとともに、地域社会の行事などに積極的に参画できる主体的な子どもを育成する。
3 3	伝統文化に関する授業の実施(各学校、年間) 0回(H21年度) 3回(H32年度)	我が国や郷土の伝統文化などに対する関心・理解を深め、継承・発展させるために、総合的な学習の時間などを活用して、伝統文化を体験する授業を行う。
3 6	スクールソーシャルワーカーの配置 平成27年度	学校における児童虐待や不登校などへの対応の支援及び学校・家庭・関係機関との連絡・調整のために、スクールソーシャルワーカーを配置する。
3 7	体力・運動能力テストの 50m走平均値の向上 <小学校5年生男子> 9.3秒(H21年度) 9.1秒(H32年度) <小学校5年生女子> 9.7秒(H21年度) 9.5秒(H32年度) <中学校2年生男子> 8.0秒(H21年度) 7.8秒(H32年度) <中学校2年生女子> 8.6秒(H21年度) 8.4秒(H32年度)	子どもたちの体力・運動能力の向上を図る取り組みを推進し、総合的な取り組みの成果として50m走平均値の記録を更新する。

頁	目 標	目 標 の 説 明
3 8	食に関する指導の実施回数 各学年、学期に1回実施 (保健体育科、家庭科、総合 学習など)	学校における食育の推進の観点から、年間指導計画に位置づけて、学期に1回は食に関する指導を行う。
3 9	校内研修の充実 校内研修に効果があった と思う教職員の割合 80%以上	80%以上の教職員が効果を感じる校内研修を目指す。学校評価を実施した際に測定する。
4 1	学校園ホームページの更新 回数 月1回以上	地域に開かれた特色ある学校づくりを推進するために、学校ホームページなどにより積極的な情報発信を行う。
4 3	防災訓練や安全講習会の実 施回数 学期に1回実施	子どもたちが自らの生命を守るのに必要な能力や態度を身につけるために、防災訓練などを学期に1回は実施する。
4 4	学校給食における地場産物 の使用割合(生鮮野菜) 28%(H21年度) 35%(H32年度) 幼稚園給食の実施状況 0%(H21年度) 100%(H32年度)	学校給食を食育の「生きた教材」として活用するため、地産地消を推進していく。併せて、生産者や食材に対する感謝の気持ちを育む。 市内の全ての幼稚園で「幼稚園給食」を実施する。
4 6	耐震化率 100%(H32年度)	小中学校校舎の耐震補強工事を実施し、耐震化率100%を達成する。
4 7	矢野小学校を若狭野小学校 へ統合 平成25年度を目標 相生小学校を那波小学校へ 統合 平成26年度以降の状況 により判断	相生市立小中学校適正配置計画に基づいた統合の計画を示したものである。

頁	目 標	目 標 の 説 明
47	矢野川中学校を那波中学校へ統合 平成33年度以降	相生市立小中学校適正配置計画に基づいた統合の計画を示したものである。
49	チャレンジパスポート参加者数 170人(H21年度) 180人(H32年度) 金ヶ崎学園大学参加者数 6,466人(H21年度) 7,000人(H32年度) 公民館利用者数 73,000人(H21年度) 75,000人(H32年度)	児童を対象に、市内で行われている行事に多く参加してもらうための指標とする。 高齢者に学習の充実を図り、受講生を拡大させることを目指す。 公民館活動を充実させ、利用者数を増加することを旨す。
50	青少年の補導人数 295人(H21年度) 265人(H32年度)	青少年の補導人数を減らす。
51	美術展出品数 254点(H21年度) 280点(H32年度) 文化協会各団体への加入者数 1,100人(H21年度) 1,100人(H32年度)	洋画・日本画などの出品数を増加させ、文化振興を図る。 各団体とも高齢化してきており、加入者数の減少が危惧されることから、現状維持を目指す。
52	放課後子ども教室開設数 4校(H21年度) 全校(H32年度)	学校の空き教室を利用して実施しており、全校での開設を目指す。

頁	目 標	目 標 の 説 明
5 3	図書館の図書貸出冊数 178,000冊(H21年度) 192,000冊(H32年度)	市立図書館において図書貸出冊数の増加を目指す。
5 5	定期的に運動をしている人の割合 37.9%(H21年度) 50%(H32年度) スポーツ種目別構成人数 3,480人(H21年度) 4,000人(H32年度)	定期的に運動している人の割合50%を目指す。無作為抽出によるアンケートを行う。 毎年、種目協会などを通して種目別の構成人員を調査し、4,000人を目指す。
5 6	相生市は人権が尊重されている市であると思う人の割合が県のアンケート調査を上回る(H21年度県の調査44.0%)	兵庫県の調査の数値を目安とし、相生市民の人権意識と比較する。
5 7	公民館等の耐震補強工事の実施時期 平成32年度までに実施	相生公民館の耐震補強工事を実施し、安全で安心して利用できる施設とする。
5 8	図書館の耐震補強工事 平成32年度までに実施 図書館の附属施設の整備 耐震補強工事と併せて実施	耐震補強工事を実施し、安全で安心して利用できる施設とする。 耐震補強工事に併せて、駐車場スペースを拡大し、利用者の利便性を向上させる。
5 9	市民体育館耐震補強・施設改修工事 平成32年度までに実施	避難所となる市民体育館の耐震補強工事に併せて施設改修を行う。

用語解説

頁	用 語 の 説 明
2	<p>NPO Non Profit Organization の略。市民の自発的意志により、営利を目的としない社会的活動を行う市民活動団体。</p> <p>ボランタリーグループ 不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする自発的で自律的な集団。</p>
3	<p>カウンセリングマインド カウンセラーの姿勢・心構えあるいは基本的態度のこと。</p>
4	<p>オープンスクール 学校の授業や学校行事の参観をはじめ、給食や遊び、清掃の時間、放課後など、普段の教育活動のありのままを保護者や地域住民に公開しようとする取り組みである。都合のよい時間を選んで学校を訪問できるほか、子どもが学校に通っていない地域住民も参加することができる。</p> <p>学校評議員 学校教育法施行規則及び相生市立小学校及び中学校の管理及び運営に関する規則に基づき、必要な識見を有する地域の住民を学校長が推薦し、教育委員会が評議員として委嘱する制度。学校運営に関する様々な意見を述べるなど、学校と地域の連携を実現するための役割が期待されている。</p> <p>学校評価 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、組織的、継続的な改善を図ることなどを目的として、以下の実施手法により行う評価。 学校自己評価：各学校の教職員が行う評価 学校関係者評価：保護者、地域住民などの学校関係者などにより構成された評価委員会などが、学校自己評価の結果について評価することを基本として行う評価 第三者評価：学校と直接関係を有しない専門家などによる客観的な評価</p>
5	<p>預かり保育 幼稚園における1日の教育課程終了後などに引き続き園児を保育すること。</p>

5	<p>新学習システム 新学習システム担当教員を配置し、基礎・基本の確実な定着と個性の伸長を図るための指導体制や指導方法の工夫・改善を目指したシステムである。</p>
6	<p>特別支援教育コーディネーター 各学校において特別支援教育推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員。</p> <p>個別の指導計画 特別支援教育における教育課程を具体的に表したもので、学校が主体となって作成する。内容は、学校での指導における一人ひとりの指導目標や指導内容、方法などの明確化を図るもの。</p> <p>スクールアシスタント LD、ADHD などにより行動面での不安定さや特別な支援が必要な児童及びその児童が在籍する学級への教育的支援を行う補助員。</p> <p>校内LAN 校内に分散配置されているサーバーやパソコンなどのコンピュータ機器を結ぶネットワークシステム。</p>
8	<p>スクールカウンセラー 児童生徒の心の相談に当たるとともに、教職員のカウンセリングマインドを高めることにより、問題行動などの未然防止や早期発見・早期解決を図ろうと公立中学校などに配置された専門員。</p>
9	<p>地産地消 地域で生産された物をその地域で消費すること。</p>
1 1	<p>ゲストティーチャー 事前に登録等された保護者や地域の住民・一般市民に、特技を活かして幼稚園・小学校・中学校などで、講師として教えるボランティア講師制度。</p>
1 2	<p>連絡メールシステム（相生市ふるさと応援寄附事業） 園児・児童・生徒の安全確保などを目的として、各幼・小中学校園のパソコンから保護者の携帯電話へ緊急連絡を行うシステムのこと。</p>
1 4	<p>構造耐震指標（Is 値 Seismic Index of Structure） 建物の耐震性能を表す指標で、値が大きければ大きいほど耐震性が高いと判断される。Is 値 0.6 以上で、地震に対する倒壊または崩壊の危険性は低いとされているが、学校は避難所になることから、文部科学省は学校の建物について Is 値 0.7 以上を求めている。</p>

15	<p>ライフステージ</p> <p>人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階を総称している。</p> <p>チャレンジパスポート</p> <p>小学生を対象に行う事業に参加した場合、小学校を通じて配布しているパスポートに押印していき、スタンプの多い児童に対し、毎年チャレンジ賞として記念品を贈り、事業への参加を促す。</p>
19	<p>館内整理日</p> <p>図書館の館内整理日として毎月末日に図書館を休館して行う。なお、利用者の利便性を向上させるため、平成22年度から末日が休日もしくは休館日に当たるときは、直前の平日に変更して行なわれている。</p> <p>子どもの読書活動の推進に関する法律</p> <p>読書は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所で自主的に読書活動を行えるような環境整備が積極的に推進され、子どもの健やかな成長に資することを目的として、読書活動の推進に必要な事項を定めた法律で、平成13年に制定された。</p>
20	<p>レクリエーションスポーツ</p> <p>楽しみ、健康、交流を求めて、主として自由な時間に行うスポーツ活動で、社会的活力を生むもの。(あそぼうる、ターゲットバードゴルフ、グランドゴルフ、ペタンクなど)</p> <p>スポーツクラブ21</p> <p>国が推奨する総合型地域スポーツクラブの兵庫県版で、CSR(文化・スポーツ・レクリエーション)事業のひとつ。県内827の全小学校区で発足し、活動している。</p>
21	<p>同和問題</p> <p>同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたり、日常生活の上でいろいろな差別を受けるなどの我が国固有の重大な人権問題である。</p>

2 1	<p>人権課題</p> <p>現在、主な人権課題として16の課題がある。女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者など、刑を終えて出所した人、犯罪被害者など、インターネットによる人権侵害、ホームレス、性的指向、性同一性障害者、北朝鮮当局によって拉致された被害者など、人身取引であり、今後も現代社会の人権課題の増加が考えられる。</p> <p>社会教育施設</p> <p>家庭や学校の外で、児童から高齢者に至るまですべての年齢の人が、学習や研修、スポーツや趣味に興じたり楽しむ機会に接することができる生涯学習のための施設をいう。(図書館、博物館、公民館、体育館など)</p>
2 2	<p>指定管理者</p> <p>自治体が住民の福祉増進を目的として設置した施設を、民間事業者・団体などを指定して管理運営させる制度。</p>
2 7	<p>蔵書率</p> <p>学校図書館の図書の実数を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため「学校図書館図書標準」が設定されている。これは、学級数によって蔵書冊数が定められている。その定められた蔵書冊数に対して、各校が整備している図書の割合。</p>
2 8	<p>LD</p> <p>Learning Disabilities の略。学習障害。基本的に全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態。</p> <p>ADHD</p> <p>Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略。注意欠陥・多動性障害。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力または衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学習の機能に支障をきたす。 (参考) 高機能自閉症</p> <p>3歳くらいまでに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ 言語の発達の遅れ 興味や関心が狭く特定のものにこだわることなどを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的障害を伴わないもの。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。</p>

2 8	<p>個別の教育支援計画 障害のある児童生徒など一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくための計画である。福祉、医療、労働などの関係機関との連携を図りつつ、幼児期から学校卒業後まで見通して、適切な教育的支援を行うことを目的としている。</p>
2 9	<p>特別支援教育総合推進事業 幼稚園から高校までの発達障害を含む障害のある幼児・児童・生徒への適切な教育的支援のための体制整備を図る事業。</p> <p>情報モラル 情報社会で、インターネットなどの匿名性を悪用した犯罪や、コンピュータウイルスやサイバーテロが急増している現状などを踏まえて、適切な活用を行うための基となる考え方と態度。</p> <p>ICT Information Communication Technology の略。情報通信技術。ITと同義で使われる。</p>
3 1	<p>道徳教育推進教師 小中学校における道徳教育の推進に関する機能的な協力体制を確立することを目的として、校長の方針の下に、学校の中心となって道徳教育の推進を担う教員のことをいう。 平成20年3月の小中学校学習指導要領の改訂で位置づけられた。</p> <p>自然学校 公立小学校5年生全員が、1週間学習の場を教室から豊かな自然の中へ移し、人とのふれあい、地域社会への理解を深めるなどの活動に取り組む。心身ともに調和のとれた児童の育成を図ることを目的とする。</p> <p>トライやる・ウィーク 公立中学校の2年生全員が、学校・家庭・地域社会の三者の連携のもと、6月または11月を中心とする1週間、学校を離れ地域の中で生徒の主体性を尊重した様々な社会体験活動を行い「生きる力」の育成を図ることを目的とする。</p>
3 2	<p>「トライやる」アクション トライやる・ウィーク推進事業で培われた地域の教育力を活用し、中学生が地域のよさやふるさとの恵みに触れることができるよう、土・日や長期休業日などを利用して、自分たちのアイディアによって既存の地域行事などを主体的に企画・運営するなど、実践的な取り組みを実施するもの。</p>

3 4	<p>人権教育基本方針</p> <p>「人権教育の推進に当たっては、各教育委員会及び教育機関は、教育の主体性、中立性を堅持しつつ、それぞれの実態に応じて、創意に富んだ人権教育を展開することが大切である。また、人権教育がこころ豊かな社会の実現を目指す建設的な営みであるという認識に立って、人権問題や人権教育に関する適切な情報の提供に努め、県民の間に人権教育の重要性についての理解を広めることが必要である。」と国に先んじて兵庫県教育委員会が平成10年3月に「人権教育の在り方」についてまとめた方針。</p>
3 5	<p>スクールソーシャルワーカー</p> <p>学校における児童虐待や不登校などへの対応の支援、学校・家庭・関係機関との連携や調整などを行う。</p>
3 7	<p>パワーアップ&サポート運動部活動支援事業</p> <p>専門的指導者のいない公立中学校の運動部に外部指導者を派遣し、運動部活動の充実と安全性の確保を図る事業。</p> <p>小学校体育活動コーディネーター（仮称）</p> <p>小学校の体育の授業に学級担任の補助として関わったり、地域の総合型クラブとの連携を図ったりする活動を行う補助員。</p>
3 8	<p>教職員人事評価・育成システム</p> <p>平成18年度より兵庫県教育委員会が試行実施している、教職員を対象とした評価制度。教職員の教育活動への取組状況を適切に記録・評価し、その結果に基づいて指導・助言を行うことなどを通じて、教職員の能力開発と教育活動の充実を図り、学校組織の活性化に資することを目的とする。</p> <p>学校組織マネジメント</p> <p>これからの学校園において、企業や自治体で実施されている組織マネジメント（管理や経営）の発想を導入し、学校園運営の改善に努める取り組み。</p>
3 9	<p>メンタルヘルス</p> <p>精神衛生。精神的健康。</p>
4 2	<p>スクールガード・リーダー</p> <p>防犯の専門家や警察官OBなどから選任された地域学校安全指導員。小学校における学校及び通学路の巡回指導と評価や学校安全ボランティアに対する指導などを行う。</p>

5 3	<p>学芸員</p> <p>博物館法に定められた、博物館における専門的職員および、その職に就くための国家資格である。学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。一般に、学芸員が行う職務の類型は、研究・調査、収集・展示普及、保存・管理とされ、展示普及においては社会教育施設における教育従事者としての立場も含まれる。</p>
5 4	<p>生涯スポーツ</p> <p>スポーツを健康で豊かな暮らしを送り、体力の維持や向上のために生活の一部として位置づけ、生涯にわたり親しむこと。</p>
5 5	<p>体育指導委員</p> <p>スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導助言を行う専門の委員。なお、定数は30人以内とする。</p>
6 0	<p>P D C A サイクル</p> <p>行政や企業の事業活動において事業を円滑に推進するために取り入れた判断基準の一つ。Plan（計画） Do（実行） Check（評価） Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。</p>

相生市民憲章

昭和 5 2 年 1 0 月 1 日宣言

(前文)

わたしたちの相生市は、矢野川の清流にはぐくまれてきた田園と、相生湾に栄える近代産業との調和のなかに発展してきた、伝統と希望のまちです。わたしたちは、この郷土を愛し、真実と平和を願い、市民としての誇りと自覚をもつて、ここに憲章を定めます。

(本文)

わたしたち相生市民は

- 1 自然を愛し、環境をととのえ、花と緑の住みよいまちをつくりましょう。
- 1 かおり高い文化をきずき、青少年の夢と希望を育てましょう。
- 1 秩序を保ち、老人を敬い、真心と親切で善意の輪をひろげましょう。
- 1 スポーツに親しみ、健康なからだと心で、明るい家庭をつくりましょう。
- 1 産業をすすめ、たのしく働き、豊かなまちをきずきましょう。

相生市学校教育審議会条例

平成 9 年 3 月 2 8 日
条例第 2 1 号

(設置)

第 1 条 相生市の教育行政の円滑な運営を図るため、相生市学校教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議事項)

第 2 条 審議会は、相生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、相生市内の公立幼稚園及び小、中学校の教育の振興に関する重要な事項について調査、審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表者
- (3) 学校関係者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該諮問に係る答申があった日までとする。

(会長の職務等)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。ただし、全委員委嘱後の最初の審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて、意見をきき、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、教育委員会事務局管理課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

相生市社会教育委員に関する条例

昭和43年3月30日
条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項を定めることを目的とする。

(社会教育委員の設置)

第2条 教育委員会に、社会教育委員(以下「委員」という。)を設置する。

(委員の定数)

第3条 委員の定数は、10名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任をすることができる。

(委員の解嘱)

第5条 委員が、社会教育法第15条第2項に該当しなくなつたとき又は特別の事情がある場合には、教育委員会は、その任期中であつても、これを解嘱することができる。

(その他必要な事項)

第6条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

相生市学校教育審議会委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者 (3名)	かじさ てつや 加治佐 哲也	兵庫教育大学学長
	はっとり しんいち 服部 伸一	関西福祉大学社会福祉学部准教授
	こたに せつひ こ 小谷 節日児	元県立相生高等学校校長
地域代表 (6名)	つだ しとみ 津田 蒨	自治会代表(元相生市連合自治会長)
	ふじい としかず 藤井 利和	中学校 PTA 代表(元矢野川中学校 PTA 会長)
	しばた かつひろ 柴田 勝弘	小学校 PTA 代表(元双葉小学校 PTA 会長)
	なかたに ともつぐ 中谷 知継	幼稚園 PTA 代表(元あおば幼稚園 PTA 会長)
	くまがい ちかこ 熊谷 智加子	公募委員
	やまおか のぶひと 山岡 信人	公募委員
学校関係者 (3名)	きしもと つよし 岸本 健	中学校代表校長(那波中学校校長)
	なかはま としつぐ 中濱 俊貢	小学校代表校長(双葉小学校校長)
	おおかべ まちこ 大壁 眞知子	幼稚園代表園長(あおば幼稚園園長)

会 長	加治佐 哲也
職務代理	服部 伸一

相生市社会教育委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者 (5名)	しみず せいろう 清水 誠朗	元県立姫路聴覚特別支援学校校長
	やなぎぐち ちづこ 柳口 千津子	公民館講師
	ふくだ あきひろ 福田 昭宏	元若狭野多目的研修センター所長
	おもてだに じゅんこ 表谷 潤子	相生市消費生活研究会会計監査
	うえき たかこ 植木 高子	文化団体代表(相生三曲協会)
学校関係者 (1名)	なかはま としつぐ 中濱 俊貢	学校代表(双葉小学校校長)
社会教育関係者 (4名)	しぶや ゆうきち 澁谷 祐吉	文化協会代表(相生市文化協会理事長)
	もりした たかはる 森下 高明	体育協会代表(相生市体育協会理事長)
	やまだ かつとし 山田 勝利	自治会代表(相生市連合自治会長)
	もり ひろし 森 博	PTA 代表(相生市 PTA 連絡協議会副会長)

議 長	清水 誠朗
副 議 長	森下 高明

相生市教育振興基本計画策定経過

1 審議会等の開催

(1) 相生市学校教育審議会（学校教育分野について審議）

開 催 日	検 討 内 容
平成22年6月22日	【第1回】 ・相生市教育振興基本計画（骨子案）の提示
平成22年8月31日	【第2回】 ・相生市教育振興基本計画（素案）について審議 ・総合計画との対比
平成22年9月30日	【第3回】 ・相生市教育振興基本計画（素案）について審議
平成22年10月29日	【第4回】 ・相生市教育振興基本計画（素案）について審議 ・サブタイトルの決定
平成22年11月24日	【第5回】 ・相生市教育振興基本計画（学校教育分野）答申

(2) 相生市社会教育委員会議（生涯学習分野について審議）

開 催 日	検 討 内 容
平成22年11月8日	【第1回】 ・相生市教育振興基本計画（案）の審議及び答申

2 「相生市教育振興基本計画（案）」についてのパブリックコメント制度（相生市民意見提出制度）実施

(1) 意見の募集期間

平成23年1月11日～平成23年1月31日

(2) 資料閲覧場所

市公文書公開コーナー、教育委員会管理課、各公民館及び若狭野多目的研修センター、市ホームページ

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ、電子メール

(4) 提出意見

件 (意見提出者 : 人)

3 「相生市教育振興基本計画」の策定

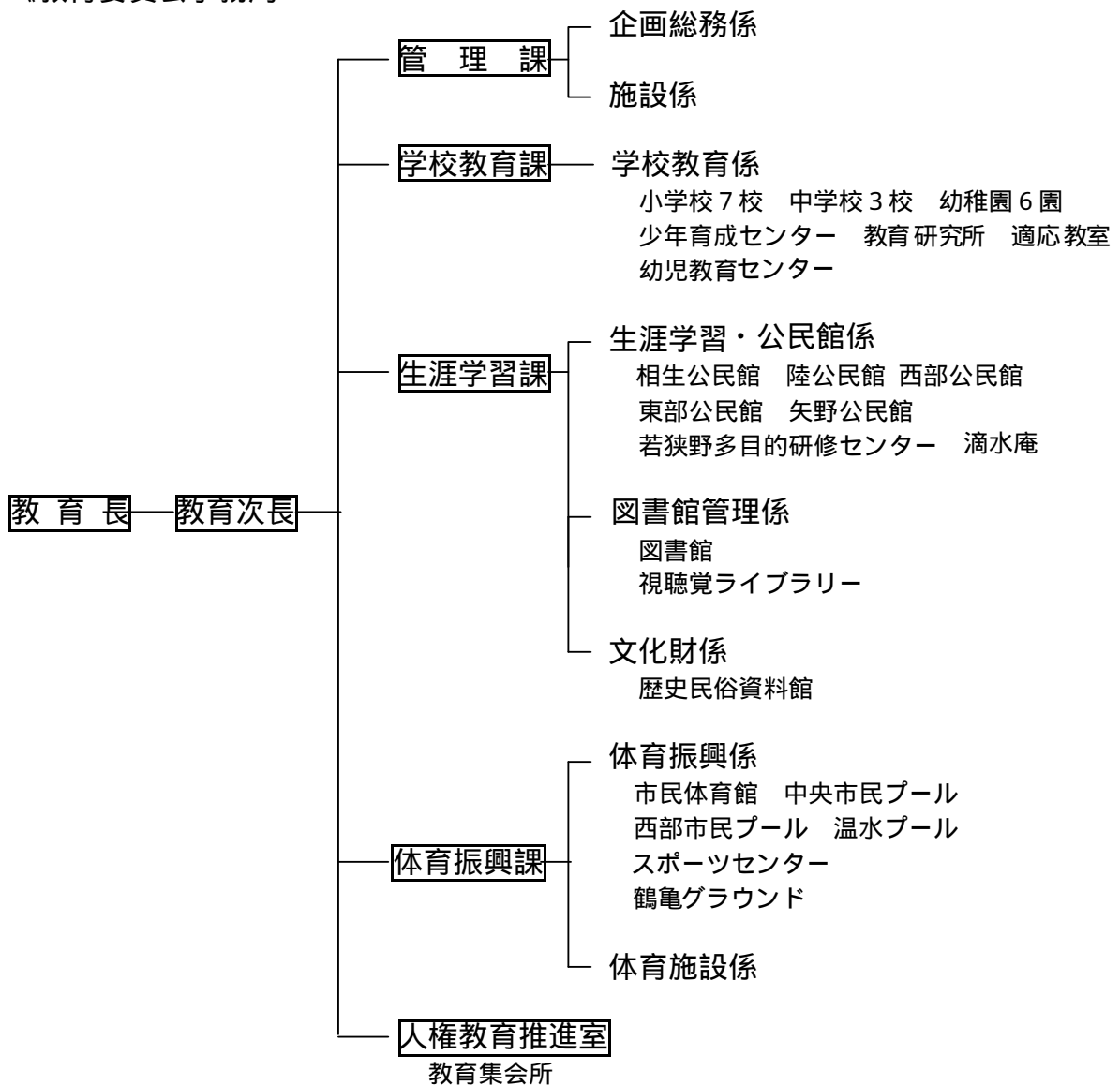
平成 2 3 年 月 日開催の平成 2 3 年第 回相生市教育委員会定例会において
「相生市教育振興基本計画 (案) 策定について」議案提出し議決

相生市教育委員会組織構成図

《教育委員》

役職名	氏名	委員就任年月日
委員長	武本 尚	平成 20 年 10 月 4 日
委員長職務代行者	山本 綾子	平成 20 年 10 月 4 日
委員	田口 晴喜	平成 19 年 12 月 23 日
委員	橋本 一彦	平成 21 年 12 月 24 日
委員（教育長）	藤岡 弘司	平成 22 年 10 月 11 日

《教育委員会事務局》



教育施設一覧表

平成 22 年 5 月 1 日現在

小学校

	住 所	電話番号 (Fax 番号)	児童数(人)			学級数 (注)
			男	女	合計	
相生小学校	〒678-0042 川原町 31 番 1 号	22-7146 (22-7122)	38	30	68	7(1)
那波小学校	〒678-0055 那波本町 17 番 30 号	22-7147 (22-7128)	50	44	94	8(2)
双葉小学校	〒678-0023 向陽台 23 番 1 号	22-7148 (22-7134)	195	197	392	15(2)
若狭野小学校	〒678-0082 若狭野町八洞 185 番地	28-0152 (28-0137)	75	71	146	7(1)
矢野小学校	〒678-0091 矢野町上 587 番地の 3	29-0019 (29-0016)	32	29	61	7(1)
青葉台小学校	〒678-0064 青葉台 1 番 1 号	22-7158 (22-7139)	166	184	350	13(1)
中央小学校	〒678-0031 旭 5 丁目 16 番 67 号	22-7149 (22-7163)	175	160	335	14(2)
合 計			731	715	1,446	71(10)

中学校

	住 所	電話番号 (Fax 番号)	生徒数(人)			学級数 (注)
			男	女	合計	
那波中学校	〒678-0053 那波南本町 10 番 1 号	22-7151 (22-7193)	166	108	274	10(1)
双葉中学校	〒678-0024 双葉 1 丁目 2 番 1 号	22-7152 (22-7154)	234	194	428	14(2)
矢野川中学校	〒678-0082 若狭野町寺田 298 番地	28-0151 (28-0154)	67	75	142	6(1)
合 計			467	377	844	30(4)

幼稚園

	住 所	電話番号 (Fax 番号)	園児数(人)			学級数
			男	女	合計	
相生幼稚園	〒678-0042 川原町 31 番 2 号	22-7140 (22-7140)	10	15	25	3
平芝幼稚園	〒678-0011 那波野 1 丁目 1 番 6 号	22-7143 (22-7143)	65	58	123	6
中央幼稚園	〒678-0031 旭 5 丁目 16 番 68 号	22-7115 (22-7115)	36	39	75	3
矢野川幼稚園	〒678-0082 若狭野町八洞 212 番地	28-0155 (28-0155)	23	19	42	3
山手幼稚園 (幼児教育センター)	〒678-0001 山手 2 丁目 497 番地の 15	23-3960 (23-3960)	31	28	59	3
あおば幼稚園	〒678-0064 青葉台 1 番 2 号	22-7711 (22-7711)	49	47	96	4
合 計			214	206	420	22

(注)学級数内の()は、特別支援学級の内数

公民館等

	住 所	電話番号 (Fax 番号)
相生公民館	〒678-0041 相生2丁目15番26号	22 - 7153 (22 - 7153)
陸公民館	〒678-0001 山手1丁目77番地	22 - 7803 (22 - 7803)
西部公民館	〒678-0067 那波字西矢之谷2004番地の25	22 - 7388 (22 - 7388)
東部公民館	〒678-0023 向陽台6番20号	22 - 7804 (22 - 7804)
矢野公民館	〒678-0091 矢野町瓜生479番地の1	29 - 0002 (29 - 0002)
若狭野多目的研修センター	〒678-0082 若狭野町八洞152番地の6	28 - 0001 (28 - 0001)

文化施設

	住 所	電話番号 (Fax 番号)
滴水庵	〒678-0041 相生2丁目15番26号	22 - 7153 (22 - 7153)
図書館 (視聴覚ライブラリー)	〒678-0053 那波南本町11番1号	23 - 5151 (22 - 7164)
歴史民俗資料館	〒678-0053 那波南本町11番1号	23 - 2961

スポーツ施設

	住 所	電話番号 (Fax 番号)
市民体育館	〒678-0031 旭1丁目19番31号	22 - 7129 (23 - 6693)
中央市民プール	〒678-0051 那波大浜町10番3号	22 - 7133
西部市民プール	〒678-0067 那波字西矢之谷2004番地の25	22 - 4737
温水プール	〒678-0024 双葉1丁目4番26号	23 - 7180
スポーツセンター	〒678-0003 陸266番地の1	23 - 3901
鶴亀グラウンド	〒678-0081 若狭野町入野1135番地の5	

その他教育施設

	住 所	電話番号 (Fax 番号)
教育集会所	〒678-0081 若狭野町上松70番地	
少年育成センター	〒678-0071 緑ヶ丘4丁目5番5号 (こども学習センター内)	23 - 5070 (23 - 5070)
教育研究所		23 - 5521 (23 - 5521)
適応教室		24 - 2118 (24 - 2118)

児童生徒数の推移（平成 22 年度～平成 28 年度）

平成 22 年 5 月 1 日現在

【小学校】

（単位：人）

学校名	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
相生 小学校	68	58	59	62	50	52	57
那波 小学校	94	92	92	90	88	86	90
双葉 小学校	392	403	399	407	421	446	465
若狭野 小学校	146	132	127	114	115	105	95
矢野 小学校	61	56	54	43	39	31	27
青葉台 小学校	350	324	299	301	303	287	269
中央 小学校	335	327	327	328	335	329	330
合計	1,446	1,392	1,357	1,345	1,351	1,336	1,333

【中学校】

（単位：人）

学校名	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
那波 中学校	274	292	290	272	244	235	231
双葉 中学校	428	407	406	381	393	368	358
矢野川 中学校	142	148	133	121	108	101	94
合計	844	847	829	774	745	704	683